

令和3年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第3回東彼杵町議会定例会は、令和3年9月8日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	一般質問	
日程第 2	議案第 38 号	東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について
日程第 3	議案第 39 号	押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 40 号	財産の譲与について
日程第 5	議案第 41 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号))
日程第 6	議案第 42 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号))
日程第 7	議案第 43 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第4号))
日程第 8	議案第 44 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第5号))
日程第 9	議案第 45 号	令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号)

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 10 | 議案第 46 号 | 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号) |
| 日程第 11 | 議案第 47 号 | 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 12 | 議案第 48 号 | 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 13 | 議案第 49 号 | 令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 14 | 議案第 50 号 | 令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 15 | 議案第 51 号 | 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 16 | 議案第 52 号 | 令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 17 | 議案第 53 号 | 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 18 | 議案第 54 号 | 令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 19 | 議案第 55 号 | 令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 20 | 議案第 56 号 | 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件 |
| 日程第 21 | 議案第 57 号 | 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件 |
| 日程第 22 | 議案第 58 号 | 大野原高原線(法音寺工区)改良工事(その 3)の請負契約の変更について |
| 日程第 23 | 議案第 59 号 | 東彼杵町教育長の任命について |
| 日程第 24 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 25 | 報告第 14 号 | 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 26 | 発委第 2 号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 日程第 27 | 陳情第 3 号 | 山田川河川改良工事についての陳情書 |
| 日程第 28 | 発委第 3 号 | 庁舎整備特別委員会設置に関する決議 |

6 散 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻前ではございますけれど、全員お揃いのようにございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入りますが、まず、昨日の立山議員の一般質問に対して教育長が答弁をしていなかったところがございますので、それについての答弁を許可します。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

おはようございます。昨日の立山議員の質問の中で、コロナワクチン接種に関わって、受験生の制限、制約等がないかということを確認して欲しいということでしたので申し上げます。

令和4年度の長崎県公立高等学校入学選抜の説明会が8月30日にありまして、指導員がそこに出席しております。その実施要領には、コロナウイルス接種に関する記載は一切ございませんでしたし、説明もなかったということでございます。ただ、追試試験については、インフルエンザ接種のほかに新型コロナウイルス感染症の罹患者が、追試試験の対象になるということが昨年度から付け加わっていますが、これも変わっておりません。以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに3番議員、口木俊二君の質問を許します。3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

おはようございます。先に通告していましたが2項目について質問をしていきたいと思っております。

まず、龍頭泉の活用についての質問であります。

昨年7月25日、諫早の轟溪谷で悲惨な事故が発生しましたが、他人事では済まされないような気がいたしております。当町にある観光地、龍頭泉に通じる道路は途中から道幅が狭くなり、斜面には転石が随所にあり、危険な状態になっています。川には多くの滝が点在をしています。以前は多くの町民の方や町外からの人たちで賑わっていたように思います。現在はそうめん流しも休止していて、ちょっと寂しいような感じがしています。

先日、山開きがありましたが、何か足りないような気がしていました。これを何とか今一度復活させたいと思っておりますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1点目、第一に、安全で安心して通れる道路の整備を早急に行っていただきたいと思っておりますが、整備をする考えをお持ちなのか伺います。

2点目、それに伴って道中の滝や滝淵が眺められるような整備を進めて欲しいと思っておりますが、町長の考えをお聞きします。

3 点目、駐車場からの遊歩道の整備も何年もされていないような気がいたしていますが、実際はどうなのでしょう。

4 点目、町長もご存知かと思いますが、駐車場に着き、下流側の山頂付近を見上げると、むき出しになっている岩がそびえ立っています。よくよく観察して見ると、観音様がそこに立っているようにも見えます。観光協会の会長さんもうなずいておられました。現在は、樹木が茂っており見えにくくなっていますが、もっとはっきり見えるような対策をして欲しい。そして、誰もがすぐわかるような立て看板を設置して欲しいと思っていますが、町長にはどのように映っているのでしょうか。

次に 2 項目、旧音琴小学校のプール利活用についての質問です。

平成 28 年 3 月末をもって旧音琴小学校及び旧大楠小学校は閉校し、彼杵小学校と統合をいたしました。今年で 7 年目を迎え、プールも相当傷んできているように思われます。

前町長は、当初、旧音琴小学校のプールは解体をして、駐車場にするようなことを話されていましたが、その後、話は変わり、温水プールにして喫茶室まで設けるような、夢物語のような話まで出ていました。地元の住民は何も聞かされないまま現在に至っております。町長にお尋ねします。

1 点目、当初計画されていたプールを解体し、埋め立てをして駐車場にする案は、町長としてどのように思われているのかを伺います。

2 点目、実際不可能と思われませんが、町長が町議をされている頃、温水プールについて話が出ていましたが、今現在の心境をお聞きいたします。

3 点目、旧音琴小学校のプール開放について、もし地元の保護者や住民の方から陳情なり要請があった場合は、どのような考えをもっておられるのか伺います。

4 点目、昨年からコロナ過の中での水泳指導もままならないと思っていますが、昨年、今年と、どのような指導方法をされていたのか。また、今後どのような指導をしていかれるのかお伺いします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。それでは、口木議員の質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の龍頭泉の件でございますが、整備をする考えはないのかということでございますが、龍頭泉へ通じる道路は、国道 34 号八反田郷交差点を起点としまして、龍頭泉荘までの延長 3.9km の県道 190 号、これは千綿溪線でございます。そして、龍頭泉荘先の抱岩橋を起点といたしまして龍頭泉駐車場までの延長 1.3km は、林道龍頭泉線を通行いたします。県道千綿溪線では、広域農道入口付近までの一部改良拡幅工事が行われておりますが、その先の整備計画はありません。また、林道龍頭泉線においても、現段階での改良工事の計画はございません。

次に、第 2 点でございます。道中の滝淵の件でございますが、龍頭泉の滝や淵の展望所や紹介案内板等の整備実績は、長い経過がありますが、直近の事業としましては、平成 3 年度に再整備事業が行われておりまして、霧降りの滝の展望所及び主な滝や淵の案内標識板を 8 か所設置をいたしております。既に 29 年経過をしていますが、まだ十分使用もできますので、今後も補修を行い維持できればと考えております。

(3)の駐車場からの遊歩道の整備も何年もされていないということでございますが、遊歩道の整備状況は、昭和46年から事業が取り組まれた経過がありますが、現状の遊歩道整備としては、平成3年度に実施され、整備事業を基に修復や改良工事等を行っているものの、平成14年度に、龍頭泉遊歩道橋整備工事、ステンレス擬木による改修工事が最後となっております。遊歩道の状態としましては、近年での想定を超える記録的な豪雨や大型台風等にここ数年立て続けに見舞われ、遊歩道のコンクリート舗装部分が部分的にはがれるなど、部分的に補修が必要な状況になっており、現状として良好かつ絶対安全とは言えませんが、まだ通行可能な状況であると報告を受けております。しかしながら、現遊歩道のルートの見直しを含めて、数年のうちには大規模な改修工事も必要かと考えております。

次に、第4点でございますが、この前の山開きの時のお話だと思っておりますが、駐車場で、役場に帰る途中でそういう話を受けまして、現在、観光協会でその岩場を龍頭泉の観光話題の材料とした情報発信を含め、その紹介看板の設置を検討されていると聞いています。また、紹介看板の内容には、この観音様の見え方をおもしろい話題として情報を発信したいと聞いております。町観光協会とも検討してみたいと思っております。これは、壱岐の猿岩みたいに、遠くから眺めてそういう状況。今、インスタグラム等で取り上げてもらって話題をとっていか。そういう方向も検討いたしております。

次に、大きな2番目の旧音琴小学校のプールの利活用についてでございますが、確かに議員おっしゃるように、当初は、前の町長の決裁を受けて、担当職員が一度だけプールの解体ということの説明をしたということでございました。

ただ、旧音琴小学校のプールにつきましては、地元にも、私も町長になってから意見を聴く機会がコロナ禍でできておりませんので、今後の活用方針を決めてはいきたいと考えております。改めてコロナ禍がちょっと終息というか安定しましたら、地域に出向いてお話を伺いたいと思っております。

次に、温水プールの件でございますが、これは私が平成30年3月20日に定例会で質疑をした件で、プールの活用はどうかと尋ねております。その時に前町長が温水プールのお話をされたことだと思っておりますが、私個人としては、その時ですが、温水プールはドーム等の熱を閉じ込める施設も必要となると判断をいたしてございまして、維持管理費や駐車場もない中、私は全く考えられないということで考えておりましたので、今もその考え方に変わりはありません。

あと、プールの件につきましては、教育委員会の方から先に回答させていただきます。よろしくお願いたします。以上、登壇しての答弁を終わります。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私の方からは、旧音琴小学校のプール利活用について、3点目についてお答えいたします。

平成27年7月に小学校統廃合実施協議会のPTA部会が開かれ、掃除や監視当番の面や、統合する友達と一緒に水泳を楽しませたいということで、単独のプール開放はしないと決まったと聞いております。ただ、要望があれば、プールのろ過装置が正常に作動することが確認でき、プール施設の清掃や監視についても問題ないということであれば可能であると考えます。可能となれば、町民

プールとしての位置付けになるために、条例の改正が必要となると思われます。

4 点目ですけれど、コロナ禍での水泳指導についてですが、まず中学校においては、昨年度、今年度とも実施しておりません。小学校においては、昨年度、今年度と、文部科学省からの新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿って水泳指導を行っております。例えば、プールの設備で手を触れる場所を消毒する。あるいは、検温等で健康状態等を把握し、体調がすぐれない子は参加させない。あるいは、必要な会話や発声は行わないなど指導しております。また、密集、密接にならない様々な対策を講じて実施しております。

今後同様な対策を徹底しながら実施したいと考えております。なお、中学校の現 2 年生については 2 年間履修できていませんので、令和 4 年度に実施する予定であります。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

先ほど町長から答えを頂きましたけれど、1 番目の安全で安心して通れる道路の整備ということで、整備する考えはないかとお聞きをしましたがけれど、今のところないということで理解をしています。先ほど町長が言われた国道 34 号からの八反田を通じずっと上って行く橋までの間は、あまり急な坂もなく、狭くもないし安全かなと思っておりますけれど、その上が、食堂、風水庵の手前の橋から上がちょっと、あそこから林道ですかね、そこがちょっと、今度もこの前の 8 月の大雨で今通行止めで、この前行けるかなと思って私も上ってみましたけれど、通行止めにしてあって行けなかったんですけれど。やはり、あそこは東彼杵町、唯一でもないですけど、観光地の目玉としてずっと前から町内、町外を問わず観光に来られるお客さんが多かったかなと思っております。我々も子どもが小さい頃、子供会として何度となく一番上の滝淵まで上って行って、子どもを遊ばせたことがあります。なかなか今、そういったことができないような状態なので、なるべくなら整備をされて、転石等を取りながら安全を確保しながら、やっていただきたいなと思っております。先ほど言われましたような整備をする気はないと言われましたけれど、やはり、これからもそういった整備等は進める考えをお持ちではないのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これが林道となっております、龍頭泉の所は保安林と町有の林道でございます、補助事業がなかなかないということで、職員と打ち合わせをしております。これが民間の林業の施工の色々な活発な事業ができればすぐ取り込めるんですが、ただ、私も懸念しておりますのは、龍頭泉荘からすぐ橋を渡って S 字カーブの所ですね、あそこで離合をする時に大変困難だとお客さんから非常に苦情を受けております。龍頭泉と書いてあるのにちょっと不便ではないかと。だから、そこだけでも、全部は改良工事の計画はないんですが、なんとか建設課と協議をしながら、一方通行と言いますか、下りてくる時に S 字カーブを使っただけで、登坂する時にはちょっと坂のパーセントがどのくらいまで許せるかどうかですが、それを二つに作るというのですか、その辺しかもうないんじゃないかなと。あとは、少し離合ができる所がございますから。バックが S 字カーブでは非常に、

特に女性の方などは無理とおっしゃいました、難しい。そして、今度、木の葉が落ちてきたりした時などはスリップして、途中で止まった時には四輪駆動でないとなかなか上がりきれないんじゃないかというぐらいの急勾配ですね。そこら辺だけ、議員おっしゃるように、もし改良すればということでございますが。

ただ、今すぐにはできないところですね。今回、災害が非常に多くて、予算を投入する順序と言いますか、その辺もございまして、交付税等も今のところ減額の予定はないとおっしゃっていただいておりますので、何とか一気にはできませんけれど、取り組みは構想、今、全体の計画はありませんけれど、そこだけでも。お客さんの方から非常にクレームが多いものですから、考えはしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、雨の日は特に、あそこは滑って乗用車では厳しいかなというところがありますよね。あそこのカーブの上りきった所の右側に大きな石がありますよね、何個か。あそこら辺を考えていただければ、あそこだけ一方通行で行くというの、なかなか道を整備するというのも厳しいところも、すぐ右側が川になっていますし、一方通行で2本道路を作るというのも厳しいかなと思うんですけど。手前の橋を架けかえるか拡幅するかしないと、なかなか難しいのではないかと考えております。そこだけでも整備してもらえれば助かるかなと考えております。

あそこは県立公園なんですか、いこいの広場は県立公園になっておりますけれど。

そうしたら、町ではできないというところもあろうかと思っておりますけれども、県とも相談をしながら、今でも通行止めの理由というのが転石で危険ということで、たぶん通行止めかなと私は思っておりますけれど、そこら辺のところも。まだ、県とはそういった、昨年も諫早の轟溪谷であった大事故が起きましたけれど、町としては県と、そういったことで話をしたことは今までにあられたのかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

県とは協議はいたしておりません。ただ、先ほども申し上げましたように、今からちょっと研究させていただいて、どういう方向になるかですね。その時は県とも協議をしなければいけないでしょうけれど、まずはそのS字カーブを何とか解消する努力は続けてみたいと思います。

しかし、先ほども言いましたように、予算を投入する順序がございまして、災害とかコロナ対策とかございますものですから、そこら辺はちょっと時間がかかるかもしれませんが、検討はしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

次に2番目の、滝や滝淵が何箇所かありますけれど、今、植木が繁茂していて、なかなか見えず

らい所もありますよね。特に、初め辺りの玉簾の滝とかいろいろありますけれど、そこら辺がこの前の雨でたぶん崩れて、ちょっと右側の方がえぐられたような感じになっています。そういった、あそこは遊歩道もありますよね、下に下りて行かれる。そこら辺もこの前に見た時は、草が生えていて下りて行かれないような状態かなと思っておりますので、そこら辺もちょっと整備をしながら、されていかれたら町外から、町内から観光に来た皆さんも車を止めて、少しは止められるスペースもありますので、止めて下りて行けたら、もっと素晴らしい滝の景観が見られるのではないかと考えております。そういう、そっちの方の遊歩道の整備というのは考えておられないのかお伺します。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ご指摘のとおり、先に視野を広げるためというか、まず、木々を整理して見えるように、大体、展望所が霧降りの滝という所でございまして、標識が龍頭泉木の葉不浮の淵、静止淵、呑空淵、白木淵、それから霧降りの滝、蓮華淵、玉簾の滝と何箇所かあるものですから、その辺はまず木々を整理して、良く見えるようなことは取り組んでいかなければならないと思っております。先にそれをしてですね。それから、急にできるわけではありませんけれど、計画的に、段階的に時間をいただいて進めてはみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、先ほど言われた看板が、私は写真を撮ってきましたけれど、これは中国語と韓国語でも書いてあるんですね。それは、やはり見たら見えにくくなっているんですね。オノレと言いますか、そういったものが張り付いていて、蓮華淵も玉簾の滝の案内看板も、確かに中国語と韓国語が書いてあって素晴らしいなと思っておりますけれど、パッと見た時に字が見えないんですね。見ていただいたらわかると思いますけれど、写真はアップで撮っていますから見えますけれど。車から見た時に見えにくい状態なんですね。こういったところの掃除と言いますか、綺麗にしていいただいたらもうちょっと、パッと見た目がちょっと違うのではないかと考えております。そういったところも勘案しながら整備を進めていただけたらと思っております。

次に、4番目にいきます。先ほど町長も言われましたけれど、駐車場に着いて車を降りて、ひょっと後ろを振り返ったら、今はなかなか言われないと見えないんですけど、見た時に、何年か前まではもうちょっとはっきり、見た時に観音様みたいな、綺麗にすーっと立っておられるような感じがするんですね。この前の山開きの時に会長と話をしていましたけれど、ああいうところを、やはり観光地ですから、何か良い手立てがないかなと思ってございましたけれど、先ほど町長も言われましたように、SNSで発信して広めたいと言われましたけれど、整備するにもあそこら辺は、ちょっと、下が転石でなかなか突端と言いますか、急な崖になっておりますので整備というのもなかなか難しいかなと思っております。やはり、繁茂している木々を取り除きながらやっていただいたら、たぶん猿岩と同じ感じで、お客さんが増えるかなと思っております。これも徐々にではありますけれど、やっていただければなと思っております。やはり災害が多くてなかなか手が回らないとおっしゃってございましたけれど、少しでも早くやっていただきたいなと思っております。いつ頃と

はたぶん町長も言えないと思いますけれど、全体的に、あそこは、本当に東彼杵町の中心ではないですけれど、ある程度涼める所。10年、15年前はアメリカ人といいますか、米軍がよく5月ぐらいから登って行って遊んでいる光景が、仕事に行った時によく見ていました。

私が昔の会社にいる頃、仕事で行って植栽などしましたけれど、木も大きくなって1m、2mと直径がなっている木、1mはなりませんかね。大きくなっておりますけれど、そこら辺の整備もやっていただいて、秋になったら、紅葉も結構植えましたので、たぶん綺麗ではないかなと思っております。そういった整備を行っていただきたいなと思っております。もう一回、そこら辺を町長にお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに観光協会を設立しまして、会長さんも乗り気でございます、是非、積極的に進めたいということで、まずはそういう看板というか、そういうものも検討して、どういう形にするか。ちょっと絶壁でございますので、上までは作業はできませんが、見える所の範囲で木々の整理は、先ほど言いましたように、角度的に見える所までは剪定とか、そういうものができる範囲でやりたいと思って、今、担当課の方も協議をしておりますので、たぶんそういうことで進めるだろうと思っております。

おっしゃるように、龍頭泉は昔はそこしかなかったんですけれど、観光地として一躍県でも有名になっているところでございます。おまけに、千綿駅にも龍頭泉というのを置いているので、整備はしなければいけません、少しずつさせていただきたい。今回、本当に予算を投入する順序というのが、何回も申し上げましたように、災害がひどくてですね、そういうところ。コロナ対策、経済対策、その辺も含めまして、少しずつではございますが取り組んではまいります。そういう形で、一気にできませんけれど、徐々に観光としても、やはり立ち上げていかなければいけないと思っております。

観光協会ができましたから、観光協会とも協議をしながらですね。将来的には色んなうまくいけば、大雨の時にはストップはしますけれど、何回も確認しながら、今、県からも通知が来ておりますけれど、轟の滝の事故がありましたからですね。とにかく点検を、細心の注意を払わないといけませんということでございますので、そういうのを比較しながら、観光地としてまた再度展開できるように努力は続けたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、観光協会と話をしながら少しずつでも、先ほど言われましたように、少しずつでも構いませんので、目に見える形で整備を行っていただければなと思っております。検討をよろしく申し上げます。

2番目の小学校のプールの方に移らせていただきます。

当初、平成28年に彼杵小学校と統合しましたが、それからずっと消防のあれになっていましたけれど、今ここ何年でしたか、水も抜いて今はカラカラの状態、ひび割れもたぶん入ってい

るんじゃないかと思っております。一番初めは、埋め立てをして駐車場にするという案が、一番初めに聞いた話ではすぐにでもするような、取りかかるような話をしておられましたけれど、町長も代わられて、今の町長がどのような考えをお持ちかちょっとわかりませんが、そういった考えは今のところはなくて、今のままいくという感じで良いですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

プールにつきましては、そのまま残して水を張っていたのは、防火水槽の代わりになるんじゃないかなということでしたが、藻は繁茂するは、消防の機械にも支障を来たすということで、今、防火水槽は新しく設置させていただきました。そして、今度は、水をそのまま溜めて掃除もしないじゃないかという指摘も受けましたものですから、とりあえず水を抜いて。しかし、解体をするというところまでは、たぶん地域に出て、一回説明をしたと私は聞いております。聞いておりますが、平成 28 年の 7 月に議会からの質問で、夏休みに旧大楠小学校と音琴小学校のプールを開放することは可能かと質疑が出た時に、前の町長は基本的に開放することは考えていないが、地域の保護者が責任をもって管理、運営をしていただければ可能性はあると回答されているものですから、私がもう一回、解体するという話は前の町長の時に出ていますので、もう一回地域の住民の皆さんの意見を聴いて、解体せよとかプールに残せとか意見もございいますから、その辺ももう一回地域にでないで、町が先行して解体しますよ、プールにしますよということは、ちょっと今のところ状況的に厳しいのかなと考えております。先ほど言いましたように、教育委員会もそういう考えでございいますので、統合の時にはバスを無料で出して、彼杵の方に音琴の方も来てもらう、子どもたちも来てもらうという形で合意をしたという話でございましたものですから、このままになっておりますが、まだまだ地元の意見が、そういう意見が出ているということは皆さん納得はされていない。しかし、どちらかに舵を切らなければいけないなら、私が、コロナ禍が収まりましたらお話を聴いて、最終的には町長が決断をしなければいけないなと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうですね、なかなかコロナで、出向いて話ができないということなんですけれど、いつまでたっても、たぶんコロナも今のところ終息する予測が立たないということで、もし、先ほど町長が言われた地元の要望を聞いてということであるならば、少しでも早く地元の方に出向いて行って、話を聴いていただいて、町長の考えは先ほどから聞いてわかりました。私も、地元の方にアンケートは取って行って回っていませんけれど、こういう話が出るということは開放して欲しいという地元の方がおられるのではないかなと思っております。コロナコロナで後々になってしまっても、来年はすぐ来ますよね。もし、来年、開放もひよっとしたら無理かなとも思いますけれど、できるなら、せっかくの機会ですので、地元の方に出向いて話を聴いていただいて、開放せよという要望が多かったら、来年からでも開放していただきたいなと思っております。これが町民プールになるというお話を伺いましたけれど、そうしたら管理体制が一番問題になってくるのではないかと思います。町民プールになったら管理の方を、町としてはどのような管理をされるのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず地域に出るということ、コロナでもありますけれど、とりあえず役員さんだけでも少人数で短時間でということもできますから、区長さんとか自治会長さんとか連絡を取って、何人か、まず代表に集まっていたいで状況を聴かなければならないということでございます。

そして、町民プールとなりますと、これは全てポンプが動けるかどうかということもでございます。ろ過装置もそうでございますが、お金がどのくらい掛かるか。動くのか調査もしておりませんので、その辺も含めて今後進めなければいけません、町民プールとなりますと、今度、町が主体的に管理をしなければいけません、条例も作ってですね。

それで、今、難しいのが監視員ですね。救命救急講習と、AEDの操作、訓練をされた方でないといけないようになっているそうです、監視の方ですね。だからその辺もシルバーに頼んでどうかなと思いましたが、シルバーは不可能ではないかなと思っておりますので、そういうのを見極めながらしなければなりません。それよりもまず地元の皆さんの意見を、どういう方になっているのか。ここまでちょっと放っておいたのは申し訳なかったんですが、地域に入って役員さんだけでも、まずは聴いてみるということで、それは早急にしたかったんですが、最近、東彼杵町内でも感染者がぼつぼつと出始めておまして、この前も1名出られて、なかなか終息の状況が見えない。今、変異株でどのくらい変わっていくのかわかりませんし、ワクチンが2回接種が済んだ後に行こうかと思っていましたけれど、2回打ってもまだちょっと効果がわからない。3回目もあるかもしれないという状況ですね。その辺を見極めながら短時間でも、もしOKをもらえれば出向かなければいけないと思っております。今の状況を見極めながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

今の質問ですけれど教育長の見解を伺います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

町営プールになった場合のことですか。

○——△——

——△——△——

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

現在、旧音琴小学校のプールにつきましては、学校施設としての廃止をいたしておりますので、

そこを開放するということになると、彼杵駅前にあります町民プールと同様の取り扱いになると思います。当然、所管は教育委員会ということになります。必要な予算を配置して、監視員等も彼杵プールの場合は募集をかけておりますので、現状としては、町長が申しあげましたように、普通救命救急講習の受講者、AED等取り扱いの講習の受講者を条件にいたしております。現状としては2名から3名、ぎりぎり応募していただいているという状況です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

やはり、なかなか厳しくて、AEDを扱えるとか講習を受けた人でなければならないということですけれど、普通救命講習を受けているのは消防団の団員ぐらいなものではないかと思います。他に、町で把握している中で、消防団以外に普通救命を受けて持っておられる方、もしわかっていたら何名ぐらいおられるのかお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

救命講習についても、今のコロナ禍の状況で、佐世保市消防局等主催の分については中止、延期されている状況でございます。今の状況は開催されていない状況でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうしたら、その以前には誰も講習を受けておられないということで、ゼロということで理解して良いですか、消防団は別にして。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

たぶん、消防団以外は、役場としてはちょっと把握できていないと思っております。私も、実は消防団員担当の時講習を受けまして、そのままもらって継続してできるのかなと思っていたら、これは1年1年更新をしなければいけないそうです、3年ですね。ですから、そういうことで、コロナ禍でできないとなれば1から戻って、し直さなければいけないということで。そういう確保、監視員の確保についても目途が立たないと、町営プールとして成り立ちはできないということでございまして、協議をしていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、やはり講習を持たないと監視ができないということであれば、もし来年からということになったら早急に募集をかけても、持っている方で募集をかけても、たぶん応募、手を挙げる方はおられないかなと思います。そういう時には、どのような対応をされるのかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

もし、来てもらえない時には、町営プールも開放はできないようになります。監視員の資格が決まってしまったものですから、昔は通常保護者の方で交代でされていたようですけど、今は水難事故もありまして、そういうことになったと思います。ただ、例えば、これだけ大雨とかなった場合に、子どもたちも学校でも教育はされていると思うんですが、水泳の仕方、服を着たまま流された時どうするかという方法も、訓練もしなければいけませんので、そこは学校の教育としてプールで練習をするということをしていただければいけませんが、町営プールとして開放ができるかとなると、監視員が確保できなければできないということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

もし、要請があって、町の方が町営プールでも良いとなった場合、地元だけでの監視というのは、何かあった時が大変でしょうから無理なんでしょうね。いくら大丈夫さと言う方がおられても、やはり講習を受けた方が1名でもおられないと駄目ということなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

もし、どうしてもそういうことだけになった場合は、公募をするしかありません。応募資格と書いて、そこに何名来ていただくか。町内にいらっしゃらなければ、たぶんそういう形でしかないですけど、お金はかかっていくと思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

もし、一日に2人か3名ぐらい、監視員が。その中でもし3名した場合に、3名とも講習資格をもっていないと駄目ということですか。1人居て、後の2人は普通の監視ということでも無理なんですね。そこに居られる全員の方が講習を受けている方でないと駄目ということなんですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

現在、彼杵町民プールの運用としては全員が受講者ということで、それを資格要件に募集をかけております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうしたら、なるべく地元に沿った形で検討していただきたいなと思っております。

最後になります、4 番目の、昨年からコロナ禍の中で水泳指導もままならないと思っておりますけれど、昨年、今年と、中学生は水泳教室は行っていないということで理解をしてよろしいんでしょうかね。

そうしたら、小学校なんですけれど、千綿小学校には確認が取れておりませんが、指導方法として小学校の校長がおっしゃるには、6 年生は 25m ほとんど泳げる。なぜかと言うと、中学校に上がった時に泳げない子がいたら大変だということで、やはり 6 年生は絶対泳げるようになるということで指導をされているそうです。6 年生で 25m 以上泳げる児童は何名ぐらいおられると思いますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

以前の話で、夏休み前の話なんですけれど、25m 以上泳げない子が 3 名程度いると聞いた覚えがあります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

25m 以上泳げない児童が 3 名。

○——△——

泳げない。

○3 番（口木俊二君）

泳げない子は 3 名。25m の半分以上が 3 名ですね、12.5m 以上。あとは、30 名以上は 25m 以上泳げると。6 年生はですね、25m 以上泳げる児童が今は 30 名以上。25m の半分以上泳げる子が 3 名。5 年生が、25m 以上泳げる児童がこれも 30 名以上。25m 以下が 6 名。一応泳げないという児童はいないですね。4 年生でも、25m 以上泳げる児童が 4 名。5m から 25m の半分、13m ぐらいが 13 名。あともう少し少なくなって、5m ぐらい泳げる児童が 9 名ということでお話を伺っております。

そして、大プールは 3 年生以上が使用するということで伺っていますけれど、そこは教育長はご存じなんですよ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

存じております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうですね、1、2 年生は浅いプールということで、水に慣れさせるためということで、やはり、先ほど教育長が言われたように、密を避けながら、泳ぐ前は、水に入る前は検温、消毒をさせて、そして今までは2 クラスありますけれど、2 クラス一緒に練習をしたと。プールに入ったということですが、去年、今年と、密を避けるために1 クラスずつ人数を減らして指導をしているということのお話を伺っています。今後、このコロナがどのような形で進むか、終息するかわかりませんが、教育委員会として、今後どのような指導を、中学生はしていないということで、これもちょっと問題かなと思いますけれど、そこら辺を学校と協議しながら進めていきたいと思っておりますけれど、教育長の見解をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほどの児童の泳力についてでございますけれど、学習指導要領では、目安として5 年生以上25 mから50m、クロールと平泳ぎで。というふうになっております、目安です。ただし、その子どもの体力とか能力に応じて適切に指導するというので、絶対に25m泳がせなければいけないということはありません。ですから、中学校においても、中学校は泳法を学びますけれど、泳ぎによっては25mから50mという目安。平泳ぎが50mから200mとか、そういうふうになっておりますけれど、最低25mという、中学校でもそういう目安はあります。ただし、個人差があるということで、無理はさせないようにとなっております。

それから、コロナ対策でございますが、今、口木議員が言われましたように、密にならないようにということで、学年合同で指導しておりましたが、それを止めて単学級で学級ごとにやるということとか、プールの更衣室は使わずに広い所、体育館とか学級とか、そこで着替えてそのまま来るとか。そうしないと、衣類とかゴーグルとかそういうものを取り間違えたりするんですよね。だから、そういうことが、取り間違えがないようにということで広い所ですとか。あるいは、ビート板の使いまわし、普通は誰でも使って良いんですけど、固定して自分のものということで、それを1 時間使うとか。そういう、色んな工夫をしております。それから、学校においては、一方通行で交差しないように、一方で泳いで、あとは歩いて向こうからというような、そういう学校独自の工夫をしておりますので、そういうことを今後とも続けていって、指導はしっかりしたいと。今までどおりの指導はできないかもしれませんが、できる限りの指導はしてもらいたいというふうに思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうですね、小学校は指導をされているようですが、中学校はちょっと無理ということでやっておられないと思っておりますけれど、また、来年度から、なるべく中学校の方も指導ができるように、学校側と協議をしながら進めていっていただきたいなと思っております。

最後になりますけれど、先ほどから町長にお話を伺いました旧音琴小学校のプールの件なんです

けれど、なるべくなら地元の意に沿った形で、町長も地元に出向いていただき、前向きな検討をしていただければなと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、3番議員、口木俊二君の質問を終わります。
暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時19分）

再開（午前10時21分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番議員、林田二三君の質問を許可します。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

先に通告しておりました質問をさせていただきます。男女共同参画について。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。男女共同参画社会の実現に向けて、国は平成11年6月に男女共同参画社会基本法を施行いたしました。

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動し、着実に進められるよう定められたものです。

本町においても、今年度から男女共同参画社会の促進に関する施策についての基本的な計画が策定されました。

本町の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

(1) 令和2年度に東彼杵町男女共同参画に関する町民意識アンケートを実施されて、男女が共に暮らしやすい社会を実現させるために、私たちが克服しなければいけない主な課題は何だと感じられましたか。

(2) これまで、男女共同参画の意識づくりのために、町内でイベント企画などの推進、取り組みをされてきましたか。また、その働きかけでどのような反響がありましたか。

(3) 女性の社会進出がほとんど実現できていない状況ですが、大きな課題は何だと思われますか。

(4) 男女が互いを尊重できるように、日常的に家庭で子どもたちとお話しすることは大切なことだと思っています。現在、教育現場では男女共同参画についての学習時間は確保できていますか。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、林田議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目でございますが、男女平等に関するアンケートでは、家庭や地域、職場、政治といった項目で、全て半数以上の方が、男性が優遇されていると回答されています。また、男は仕事、

女は家庭という性別役割分担意識が根強く残っていることがアンケート結果から伺えると思っております。

女性活躍推進法など女性の社会進出、活躍といった政策が進められる一方、男性の育児参加の環境整備や意識向上も進んでいると感じていましたが、改めて性別役割分担意識の見直しが必要であり、男とは、女とはという固定観念ではなく、性別に関係なく能力個性を発揮できる社会を目指すことが課題と感じております。

次に、質問の2でございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴うイベントの中止、自粛により、ここ2年ほどイベント企画など推進ができていません。過去には、男性料理教室や夫婦で家事の役割を考えるグループワークや防災に係る男女共同参画についての実践研修などを行っております。

防災に係る企画では、熊本地震での被災者であり、職員として対応した方の講話を聴き、参加した町民から日々の備えや女性にとるべき行動、必要物資等を考える良い機会になったということ聞いております。

次に3点目でございます。大きな課題でございます。アンケート結果から、女性の60%以上の方が仕事についておられます。2015年9月に施行された女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、一定規模以上の事業主に対し、行動計画の策定など義務付けるなどしたものでございます。その適用範囲も、今後拡大していくものと考えています。

また、男女共同参画社会基本法に基づき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて社会全体で取り組んでいるところであり、女性の社会進出もある程度進んでいるものと思っておりますが、課題としましては、アンケート結果からも伺える根強く残る性別役割分担意識や男性中心型労働慣行などが挙げられると思います。

東彼杵町におきましても、初の政治への女性参加として林田議員が出ていただいておりますし、役場の管理職においても、健康ほけん課松下課長に、東彼杵町では初めての女性課長として活躍をいただいております。少しずつであります意識と制度、環境改善を行い、男女共同参画社会の実現に努力していきたいと考えています。

私も町長になりましてから、波佐見町も川棚町も管理職が女性の方が2名いらっしゃるんですよ。町役場の地元の方にも打診はしますが、未だになかなか遠慮されてなっていない状況でございます。今後も、しかし、そういうことで県から松下課長もお見えになっておりますので、これを機会に女性の管理職も増加をしていきたいと思っております。また、係長クラスでは、係長の約3割は女性が占めておりますので、今後ともそういう形で、男だから、女だからではなくてそういう形で進めてまいります。しかしながら、昔は残業時間も女性は10時ぐらいまでと決めておりましたが、今は災害対応など全て男性も女性も関係なく日夜を通して仕事をしていただくという環境は、女性の方も理解をいただいておりますので、そういう形で進めておりますし、また、見渡してみれば、例えば佐世保の自衛隊の方も艦長に女性の方が初めてなられたり、潜水艦も隊員として一緒に行動するような、そういう改革は進んでおりますので、東彼杵町役場も遅れずに、まずは役場を先に進めて地域の皆さんに浸透していきたいと思っております。ただ、全体的に見まして、女性の議員の進出もそうですけれど、なかなか長崎県としては遅れている状況ではございます。以上でご

ございます。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

林田議員の4点目の質問にお答えします。男女共同参画についての学校における学習時間の確保についてお答えいたします。

新しい学習指導要領においては、男女共同参画に直接関係する学習内容や男女共同参画の基礎となる学習があります。小学校5、6年生の家庭科や道徳学級活動が、また中学校においては、社会科の公民的分野、技術家庭科では家庭分野で、道徳学級活動でも取り扱うようになっております。学校のカリキュラムでの授業時数としては、それらを合わせますと小学校では計22時間程度、中学校では計17時間程度実施されております。それ以外にも、児童会活動、生徒会活動、学校行事の実践活動において、男女共同参画の活動場面が見受けられます。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

いろいろなご意見を頂いて、聞けて良かったと思っています。ありがとうございます。

まず、アンケートの結果を、今日、総務課長の方をお願いしていたので、皆さんにもパンフレットを、議員の皆さんにもパンフレットを配っていただいているんではと思うんですけど、アンケートの内容も載っています、パンフレットの中にですね。

そのパンフレットなんですけれど、大体、いつ出来上がって、これは何部発行されたのかということをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

今年の4月に策定をいたしまして、70部印刷をしております。本日、議員の皆様にお配りいたしましたけれど、他に関係機関団体、携わった推進員の方に配布をいたしております。今後も参画計画の方を活用しまして推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

70部作っていただいているということで、今日は11枚配っていただいて、それから関係者の方に配っていただいているということで、ほとんど残りが少ないのかなと思いますが、このパンフレットは、どこに設置していて、そもそも誰向けを目的にされたものなのかお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この目的は、元々、林田議員から質問がありましたように、男女の考え方をどうも田舎は固定的になっておりまして、県議会もそうでございますが、46人中6人が女性の方ということで、かなりまだパーセントは低い。町村議会も、東彼杵町は林田議員が出ていただいておりますが、105人の議員の中で11人しかいらっしやらない。10.5%ということですね。そういうことで、まずはこれを設置して、区長さんとか、女性の方で澤登さんとかになっていただいておりますので、その辺もお願いをしながら、まずはその辺で70部ぐらい作って浸透をしながら。コロナが本当に収まれば講演会等をお願いをしたかったんですが、うちの職員がまず先に、率先して進めたい。熊本の地震の球磨村に、応援の派遣は女性うちから出しておりますし、初めての女性の職員が出ましたからですね。そういう形で、男女平等というか、そういう観念でいきたいと思っておりますが、残念ながら社会通念上でどうしても男性が優遇されていると、社会全体で感じられる雰囲気はまだ国民の中にもあると思いますね。これは、報告で出ておりますけれど、社会全体の70%ぐらい優遇されているのではないかというアンケート結果も出ております。まずは70部作って、そういう機関を通して、その後増刷はいつでもできますので、そこで順次進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

わかりました。

では、どこに設置ということは特に決まっていないということで理解して大丈夫ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

設置というのは、総務課で設置をして、担当も置いております。置いておりまして、今までもずっとそういう活動をしたかったと思っておりますが、コロナで本当に申し訳なかったのですが停止をしております。女性の職員を、担当を総務課で置いておりますので、その方をまず中心に総務課長、それから特別職まで含めてチームを作って進めてはいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

今の町長の説明は理解できるんですけど、それならば、今70部ないですけど、少ししかないのであれば職員の皆さんに配っていただくということはできないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

職員もまずは配って徹底をしなければいけませんで、職員も講習を受けておりますので、その辺

は進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

この男女共同参画という中身を見ても色んな私たちも課題があるんですけど、男性にとっても生きがいのある社会を目指す上で重要な課題だと思っております。そういった意味でも、性別による役割分担意識の解消というところが、まず最初なんではないかなというふうに思います。

私たちは、みんな無意識の思い込み、偏見、決めつけ、これらをアンコンシャス・バイアスと言わなければならないんですけど、それをみんな持っています。それは悪いことではないんです。悪いことではないんですけど、無意識に自分がそういうふうに決めつけているなということをもっと気づいていないということが問題なんですね。そこをアンケートを通して皆さんわかっていただきたいというのもありますし、その自分たちがそういう思い込みがあることのきっかけづくりというのを、是非、教育の現場だったり、職員の皆さんとの研修とか、日常的にも会話の中でもできると思うんですね。正直、私はこの計画、やっとなら作っていただいた計画が、すぐこの中身に書かれているものが進むとはあまり思えてなくて、進め方が重要になってくると思っております。

今、研修とかがコロナで難しいとか、そういうふうに社会的になっているのであれば様々なやり方があると思うんですね。今すぐにやれることとしたら、何をイメージされていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まずは、私が考えておりますのは、都会と田舎と差があると感じておりますが、どうしても男性中心の家庭というか、今までずっとできてきた関係で、若い人は当然そういう形になりつつあります。というのは、共働きの方が多からですね。昔は男性がお金を握り、全て家の中心だったという風習で、田舎はそういう形で進んでまいっておりますので、地道にこういう話をしていけないと進めることができない。というのは、アンケート結果にも出ていますけれど、今、家事の主役は奥さんということがほとんどなんですよ。今、ようやく育児休業とか出てまいりましたけれど。だから、その辺を役場の職員からまず進めていって、今度地域に私が出ました時にそういう話を進めていきたいと思っております。

これは、アンケートにも出ておりますように、家事の仕事は、夫以外は、妻は家庭を守ることが良いのではないかとアンケートで出ておまして、どちらかといえばが賛成が4割、そうではないというのが45%出ているところもございましてね。日本全体の、町のアンケートではなくて、日本全体でそういうことございまして、まずは役場の職員を中心にして、それからちょっと水面の波紋ではございませんが、それから広がっていかうと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

おっしゃっていることは非常によくわかるんですけど、具体的に進めていくとして、まず先に何をされようと思っておりますか。私は研修とか大事かなと思うんですけど、それと同時に学校の

方でも、今、おっしゃられた学校の生徒たちの時間の確保もですが、教育の現場に立っていただいている先生たちの、子どもと関わる大人たちが研修をまず受けること、最優先かなというふうに思っております。いつ、そういう研修を受けるのかということもこのコロナでなかなかできないということであれば、この計画はなかなか進まないのではないかと私は思っています。

ですので、研修をリモートでも全然できると思うんですね。そういう計画を立てていくということは、町長考えていらっしゃいませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

研修はリモートでもできますので、学校もそうですけれど。今、私が考えておりますのは、学校の教職員の方はほとんど女性の方も多いんですよ。半分半分ぐらい男性、女性。ただ管理職になる方が少ないということで、校長先生になればたぶん10%にもいかないのではないかなと。そういう状況でございますので、まずは子どもの教育は教育委員会にお願いして、そういうリモートでも研修をすると、皆で一緒に受けられますからですね、東京の講師の方と。だから、町としてもそういう研修もカリキュラムにございますので、まず進めて、それから私が先ほど言いましたように、水の波紋のように広げていきたい。基本的に、役場が中心としてまずはいきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

女性の活躍ということが叫ばれているというか、強く言われているように聞こえるかもしれないですけど、その女性もこのアンコンシャス・バイアスにとらわれがちなんですね。自分はそのままでできないだとか、そういう家庭の中でどういうふうな声かけ、お父さんお母さんがどういうふうな関係でいたか。全て繋がっていますので、女性も自分が思い込みに陥っているということを感じくためにも必要な研修かなと思っております。こういう計画をまずは実行していくその手前のところに私は抜け落ちたものがあるのではないかと思っていますので、アンケートの中身をしっかりと皆さんが共有して、思い込みというものに自分が陥っていないか気づくことから始めて欲しいと思っています。

そのためには、ホームページにも、共同参画のダウンロードできるようにホームページにも記載されていましたが、なかなかそれをダウンロードしてスマホで見ることはあまりないのかなと思います。このパンフレットを増刷をしていただきたく、その上で町民の皆さんに周知徹底。なおかつ浸透させるという意味でも何か動いていただきたいと思います。そこで、増版、増刷ということを町長はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、私もそう思いまして、役場の方が中心となって役員さんでおろしていきませんが、そういう意見が強ければ、全町民の方に全戸数増刷して配布をいたしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

他にもこういう先ほどから言っているアンコンシャス・バイアスのやさしい、わかりやすいパンフレットなども県の方からもたくさん出ているので、色んな発信しているものも集めていただいでどこか設置していただく、目につく所、手に取れる所に置いていただくということが今できることなのではないかなと思っています。その上で、同時進行で、職員の方、教育に関わられる方の研修も進めていただきたいと思っています。その点、町長と、教育長、どう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が何度も申し上げましたように、最近の若い男女の方はもうほとんどそういう意識が、ずっと年代を積み上げてきて、男女の役割とか平等とか、そういうことは来ております。田舎としてはどうしても昔の家のしきたりということもございまして、なかなか一気にはいきませんが、まずはこういうものを目に触れていただくということから始めさせていただきたい。私も県のダイジェスト版とか持っておりますけれど、そして、不特定多数の人になれば、またいろいろ置く場所を考えてここに置いて見てもらう、店にも置いてもらうとかですね。そういうことも考えていかなければならないと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

現場においては、先ほど町長が申し上げましたように、教員の男女の比率は同等か若しくは女性の方が多様な状況かなと思っております。仕事をする上では、教育現場においては、全く男女平等で行われていると思えますし、そういうことを子どもたちに指導している立場でもあります。ただ、残念ながら管理職の成り手がいないということは、非常に残念なところございまして、これは、県と市町が一緒になって女性管理職を増やそうという努力はしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

女性の社会進出とか、管理職をやりたいと思うような環境にないだけかなというふうに私は思っていて、環境を作っていくというのは今日明日すぐできることではないかなと思っています。

こういう草の根活動じゃないですけど、目につくもの、読んでみてそうだなと思うようなものとかも日常的に読んでみるとか、そういうところから始まっていくかなと思えます。管理職に就けるように女性もまた男性もですけど、働きやすい環境というのをやはり皆さん共有していただきたいというふうに考えています。

それから、男女と区別してお話を進めていますけれど、今、学校でも SDG s をやっているかなと思えます。それを切り口に色んな授業、学びの時間を子どもたちも経験しているのかなと思えますが、その中でジェンダーの話もしていただいているのかなと思っています。LGBT とかそういった性

差に関する考えというか学びの時間というのは、今、学校でもっていらっしやいますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

男女についての意識というのは、小学低学年になるほど意識は薄いです。特に男だから女だからという意識はなくて活動しておりますので、むしろ、小学校の場合は女の子の方が発達が早いので、色んな面で積極的、あるいはリーダー的な活動しております。段々、小学校の高学年ぐらゐから男女差というのを意識し出したりはしますけれど、活動の中においては、女子の児童会長とか生徒会長とか児童会役員、生徒会役員とか、そういうことも男女関係なく活躍しておりますし、そのように、その人の能力で評価をしているのではないかなという場面がよく見られます。そういうことで、教育活動としては、その辺は十分行われているのかなと思います。それがいざ進学とか就職に向けてきだすと社会の男女の差という壁が感じられてくるのかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

ありがとうございます。男女を意識していない年ごろというか本当はもっと小学校に上がる前からでも全然良いと思うんですけど、そういう人としてという話の中で関わりをしていけたらと思いますけれど、なぜ私が LGBT の話をしたかという、それは自分たちの周りにいないというふうに思っている人たちが大人も含めてたくさんいて、実はいるんだけどただ見えていないということ。そういう想像を働かせるということもやはり大事になってくるので、それが先ほどの思い込みだったり、そういうことに繋がってくる。その下地があってようやく男女共同参画ということに繋がっていくのかなというふうに思いますので、こういう多様性があるということも含めて、誰もがありのままの自分らしく生きられる社会というのを実現するためにはどうしたら良いかということも日常的に、学校でもそうですけれど、大人の私たちも交わしていきたいというふうに思っています。

まず、このパンフレットの増版、増刷ということと研修を実現させていただきたいということ、それが私の求めていることであって、それがなければこの計画はなかなか進まないのではないかということをお伝えしたかったということです。一応私がお伝えしたかったことはそれだけですけれど、町長、何かあればお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、先ほど増版と言いましたが、スピード感を保つためにはまず町の広報で先に載せさせていただきたい。それで、全体は載せきれませんが、分割してシリーズ的にもやっていきたい。それで、そういう意味で増刷と言いましたが、やはり、これを印刷にかけて、また時間が経って区長さんに配る。今、回覧ということも中止しておりますので、とりあえず、広報だったら 1 軒、家にやっていただくだけで結構ですので、だから、そういうことで、町の広報で、先に、スピード

感を持つためにはいきたい。インターネットのホームページに載せていますけれど、見れない方もいらっしゃるからですね。だから、そういう形で本当に進めていきたい。

そして、もう一つ私は、教育委員会とも話をしていますが、SNS によるいじめなども、心の情操をまず教育も小さい時からにしないと、なかなかそういうできませんね。だから、コロナの時もそうでしたけれど、SNS で、人格がない時に人の批判をされて、誰が誰かわからない、自殺者まで出す。そういうことではいけない、やはり、一人一人の家庭がまず子供を育てる時も、昔の言葉ではないんですが、親の背中を見て育つと子どもは、言うことを言われていますので、家庭の、そういう情操を保つためにも子どもの教育もそうです、一緒です。だから、そういういじめとかなども全体的になくす。男女平等、男女参画も一緒に理解をし合えるというのは、子ども時から林田議員がおっしゃるように質を作っていかなければならない。

だから、私が増刷と言いましたが、まずは町の広報で流させていただきますので、ご理解いただけますようにお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

最後と言いましたけれど、町長がとても本当に嬉しいことを言ってくくださったので一言残したいと思います。

広報で発信していただけるのであれば、本当にそれは素晴らしいことだと思いますし、シリーズ化していただくことの方が毎回皆さんも目を通していただけるのかと思います。やはり、せっかく広報に上げていただくには、何がこういう問題になっているのかということとちゃんとわかるように、おかしいと感じる力だったりとか、自分を客観的に見る力、気づく力を、本当は子どもの頃から養えるような環境にないといけないんですけれど、今からでも、大人でもできることですので、そういったことを観点において是非発信をしていっていただきたいと思います。そういった空気感がようやく出て、この議会もちょっと華やかになった時に、私もこういった計画に対する中身について質問をたくさんさせていただきたいと思いますので、その時はよろしく願いいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これで、1 番議員、林田二三君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 56 分）

再 開（午前 11 時 05 分）

日程第 2 議案第 38 号 東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 38 号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定についてを議題といたします。本案に

ついて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 38 号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について。

提案の理由といたしまして、町立学校に提供している学校給食の安定的な運用と保護者の給食費徴収に係る負担軽減を図るために、私会計で経理をしています給食会計につきまして、令和 4 年 4 月 1 日から町の一般会計で経理する公会計に移行することに伴い、学校給食費の徴収に関する事項につきまして、条例による整備が必要であるため提出をするものです。詳細につきましては教育長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長が説明いたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりまして説明をいたします。

提案の理由にもありましたように、令和 4 年 4 月 1 日から学校給食費の公会計化に向けて準備を進めております。町が学校給食費の徴収管理を行いますので、それに係る諸事項を明確にする必要がありますので、本条例の制定をお願いするものです。

条文をご覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条に趣旨を掲げております。町立学校において、学校給食法に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものです。

第 2 条に学校給食費の徴収ということで、給食を受ける児童、生徒の学校給食法に規定する保護者を対象として徴収をいたします。

第 3 条が、給食費の額を定めております。給食費の額につきましては、毎年度、町教育委員会が算定する学校給食費の 1 食当たりの額に、年間学校給食実施回数を乗じて得た額を基に年間の必要額を算出し、町長が定めるとしております。

第 2 項には、徴収の要領ですけれど、各月に区分して徴収するものとし、各月の徴収額は、前項に基づき町長が定めるとしております。

それから、第 4 条が給食費の減免ですけれど、やむを得ない理由が認めらるときには、徴収の猶予、又はその額の一部若しくは全部を減免することができることと規定いたしております。具体的には、食物アレルギー等で、現在もありますけれど、牛乳とかそういった給食を食せない児童、生徒がおりますので、その分については、その部分に係る給食費の一部分を減免ということが考えられると思っております。

それから、給食費に相当する経費の徴収ということで、現在、学校の教職員の先生方及び学校給食センターに従事する職員につきましては、学校給食を食しております。その方たちから経費を徴収するというふうな規定になっております。

第 6 条が試食でございますけれど、保護者及び学校給食の普及充実を図ることを目的としまして、

学校給食の試食の申し出があった場合には、当該申し出をした者に対し、給食を実施することができると規定しております。例を挙げますと、毎年、学校ごとに実施をいたしております保護者や地域の関係者の皆さんと一緒に、ふれあい給食会というものを実施をいたしております。こういった時に、そこに参加された関係者の方からも費用については徴収をするというふうに規定したものです。

それから、附則としまして、本条例につきましては、交付の日から施行し、令和4年度分の学校給食費から適用ということで期間を設けております。これについては、公会計に伴う諸事項の普及、それから保護者への説明、徴収に係る口座登録等の事務に一定期間を要するというので、このように期間を設けております。説明については以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3 議案第39号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第39号押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第39号につきましてご説明をいたします。

提案の理由につきまして、行政手続きにおける押印の見直しに伴い関係条例の整備をする必要があるため提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第39号を補足説明いたします。

提案の理由は、行政手続きにおける押印見直しに伴い関係条例の整備をするものです。

国は、新型コロナウイルス感染症拡大の対応を契機として、デジタルガバメント推進の端緒となる押印署名規制、対面規制の見直しを推進し、総務省自治行政局長名で地方公共団体においても同様の見直しを求める通知がっております。今般、条例で規定されている押印手続きを廃止するため、関係条例の改正を一括して提案するものでございます。

改正が必要な条例は4本ございます。ページを開けていただきまして、1ページ、第1条、職員

のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、本条例の第2条に規定されております、新たに職員となったものは任命権者の面前において宣誓してからでなければ、その職務を行ってはならないとなっております。また、改正で、宣誓書を提出して、その宣誓書も署名押印がありましたけれど、今回廃止をされております。宣誓書を提出するとなっております。これは、地方公務員法の改正に沿った条例改正でございます。

次に、2ページをお開きいただきまして、第2条東彼杵町火入れに関する条例の一部を改正する条例でございます。

火入れに関する条例の別記様式第1号、火入れ許可申請書は、7ページについておりますけれど、様式中の申請者の押印を廃止するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、東彼杵町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。同条例の審査申出人の押印及び第8条に規定する口頭審理の提出者の署名押印を廃止するものでございます。

3ページ、第4条でございます。東彼杵町道路条例の一部を改正するものでございます。道路条例の様式第1号、道路占用許可申請書が、8ページから許可申請書がございますが、以下様式2、3、4、5、6、7号の原状回復届まで、それぞれ申請者、届出者にあります様式中の押印を廃止するものでございます。条例に関するものは、この4本の条例改正でございます。この条例の施行日は、令和3年10月1日からとしております。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 財産の譲与について

○議長（吉永秀俊君）

日程第4、議案第40号財産の譲与についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第40号財産の譲与についてでございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の財産を譲与することについて議会の議決を求める。

1、譲与する財産。物件の表示、炭窯、構造、石積み及び土壁造り・石積高 1.4m×内径 3.0m、1基でございます。それから炭小屋、構造が鋼板波板葺き木造平屋建て・建築面積は 19.87 m²、1棟でございます。物件の所在地は、東彼杵町遠目郷三反間 241 番地内でございます。

2、譲与の相手方、遠目自治会代表者 山道正人、東彼杵町遠目郷 237 番地。令和3年9月7日提出でございます。

提案の理由としましては、上記財産の利活用について、施設の有効活用と遠目木炭の生産振興並びに遠目地域の活性化に資することを目的として、遠目自治会へ譲与するため本案を提出するものでございます。何卒、慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして説明、補足を加えさせていただきます。

当該施設でございますが、設置といたしましては、平成28年6月に設置をしたものでございます。設置の目的でございますが、地域おこし協力隊の制度を活用した林業振興特産品開発集落活性化をミッションとした内容での、地域おこし協力隊の活動のための施設として設置をしたものでございます。なお、この地域おこし協力隊におきましては、平成30年10月31日をもって任期が終了いたしまして、活動の目的を終えております。その後、当該施設におきましては利用がなく、そのままの状態でございます。結果といたしまして、この当該施設を有効活用するために自治会から活用したいという要望がございまして、その自治会の活用によって遠目地区の遠目木炭の生産振興並びに地域活性化に資することを目的として譲与をすることとしているものでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

これは28年に、先ほど説明がありましたように、6月に設置された施設だと思っておりますが、この生産された炭窯も年に何回か伐採してすればできると思いますが、年に何回ぐらい実績として炭を出されるのか、数量等は把握をされていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

活動期間中 4 回炭を焼いております。1 回の窯の容量としましては 1 t です、焼くことができます。大体、歩留まりとして約 2 割程度と聞いておりますので、200kg が生産されたと。ただ、順調に行った場合、製品が 200kg 取れるわけですが、実際、研修目的、技術習得のことということで行っておりますので、実際どの程度炭ができたかということは把握しておりません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はないですか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 40 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 5	議案第 41 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号))
日程第 6	議案第 42 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 3 号))
日程第 7	議案第 43 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 4 号))
日程第 8	議案第 44 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 5 号))

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、議案第 41 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号））、日程第 6、議案第 42 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号））、日程第 7、議案第 43 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号））、日程第 8、議案第 44 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 41 号専決処分の承認を求めることについてでございます。令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1428 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 3492 万 8000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、長崎県の営業時間短縮要請に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金事業の実施に関する補正でございます。歳出の主なものは、営業時間短縮協力金 1400 万円、歳入につきましては、県支出金でございます。

次に、議案第 42 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1377 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 4869 万 9000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、8 月 11 日より発生いたしました停滞前線による豪雨災害に関する補正でございます。歳出の主なものは、道路等緊急工事費 300 万円、時間外手当 477 万 1000 円等でございます。歳入は、地方交付税 1377 万 1000 円を充てております。

次に、議案第 43 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1428 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 6297 万 9000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、長崎県の営業時間短縮要請延長に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金事業（第 2 期）の実施に関する補正であり、歳出の主なものは、営業時間短縮協力金 1400 万円、歳入は、県支出金でございます。

次に、議案第 44 号専決処分の承認でございますが、令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1912 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 8209 万 9000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、長崎県の営業時間短縮要請延長に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金事業（第 3 期）の実施及び 8 月豪雨災害への対応に関する補正でございます。歳出の主なものは、災害査定測量設計業務委託料 1300 万円、歳入の主なものは、県支出金 1329 万 6000 円などでございます。詳細につきましては、いずれも税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

まず、議案第 41 号補正予算第 2 号の内容についてご説明いたします。

補正予算 2 号につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、急遽、長崎県下一斉で 8 月 10 日から 8 月 23 日までの 14 日間、飲食店へ営業時間短縮要請を行うこととなり、その経費を、8 月 10 日付けで専決処分させていただいたものになります。

予算書の 6 ページをお願いします。3 番歳出になります。7 款 1 項 2 目商工振興費において、事務費及び営業時間短縮協力金を合計で 1428 万円追加いたしました。うち、18 節負担金補助及び交付金の時短協力金については、売上高に応じて、1 日あたり 2 万 5000 円から 20 万円までの協力を支払うこととなっております。算定につきましては、25 店舗分 1 日 100 万円で計算しており、14 日間 1400 万円を計上いたしました。

戻りまして 5 ページをお願いいたします。今回の営業時間短縮要請に係る経費については、全額県が負担することとなっております。17 款 2 項 5 目商工費県補助金に、1428 万円計上しております。

最後に、1、2 ページの第 1 表、3、4 ページの事項別明細書、そして 7 ページ以降の給与費明細

書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。議案第 41 号の説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第 42 号補正予算第 3 号の内容につきましてご説明いたします。

補正予算 3 号につきましては、8 月 11 日から発生いたしました大雨により道路等に災害が発生し、緊急対応が必要となったことから、応急工事費用を 8 月 14 日付けで専決処分させていただいたものになります。

6 ページをお願いいたします。3 番歳出になります。6 款 2 項 3 目の林道費 14 節工事請負費に応急工事分として 300 万円追加いたしました。また、7 ページの 8 款 2 款 2 目道路橋梁維持・新設改良費、8 ページの 8 款 3 項 1 目河川管理費についても同様に追加しております。

9 ページになります。9 款 1 項 5 目災害対策費 3 節職員手当等は、避難所運営のため職員の時間外勤務手当を 477 万 1000 円計上しております。

戻りまして 5 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、今回の補正の財源として、普通交付税から 1377 万 1000 円を追加しています。

1、2 ページの第 1 表、3、4 ページの事項別明細書、そして 10 ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。議案第 42 号の説明につきましては以上になります。

続きまして、議案第 43 号補正予算第 4 号の内容につきましてご説明いたします。

補正予算 2 号でご説明いたしました飲食店へ営業時間短縮要請について、当初 8 月 23 日までの 14 日間としておりましたが、感染拡大を受け 9 月 6 日まで再度 14 日間追加して要請を行うこととなりました。その追加経費について 8 月 23 日付けで専決処分させていただいたものになります。補正 2 号と同じく 14 日間の要請となり、歳入歳出金額は補正 2 号と同額の 1428 万円を計上しておりますので、内容につきましては省略をさせていただきます。議案第 43 号の説明につきましては以上になります。

続きまして、議案第 44 号補正予算第 5 号の内容につきましてご説明いたします。

飲食店への営業時間短縮要請については、補正予算第 4 号で 9 月 6 日までと述べましたが、その後、感染拡大の影響で 9 月 12 日までの 6 日間、再延長することとなりましたので、その追加経費を計上しております。併せて 8 月豪雨による農地等災害復旧について急ぎ対応するため、災害査定費用を計上し、8 月 27 日付けで専決処分させていただいたものになります。

それでは 7 ページをお願いいたします。3 番歳出、7 款 1 項 2 目商工振興費になります。まず、18 節負担金補助及び交付金の営業時間短縮協力金についてですが、先の補正で 18 節に計上しておりましたが、県の指摘もあり、正しくは 7 節報償費において計上すべき金額でございました。補正 2 号と補正 4 号で計上いたしました 18 節の金額 2800 万円を、7 節に計上し直しております。申し訳ございませんでした。そして、7 節報償費では、差額の 600 万円を 6 日間の協力金として追加で計上しております。また、事務費も追加いたしまして、目全体では 612 万円追加計上いたしました。

8 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目農地等災害総務費 12 節委託料では、災害査定測量設定業務費用を 1300 万円追加しております。

5 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。17 款 2 項 5 目商工費県補助金については、営業時間短縮要請に係る経費 612 万円を県補助として追加しております。また、8 目災害復旧事業

費県補助金では、災害査定に係る県補助金 717 万 6000 円を追加いたしました。

6 ページをお願いいたします。21 款 1 項 1 目繰越金は、災害査定 of 財源として繰越金から 582 万 4000 円追加しております。

最後に、1、2 ページの第 1 表、3、4 ページの事項別明細書、そして 9 ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案は 41 号、43 号、44 号に関連する質疑でありまして、時間短縮で協力金を支払うということで、そういった飲食業界の方は、特に今回のコロナで窮地に追い込まれていらっしゃるのではないかと本当に危惧をしております。そういった中で、先ほども金額が最高 20 万円までの間で支払われるわけですが、今月の 12 日まで対象ですので総計は出されていないと思いますが、多い所と少ない所、どの程度店舗によって格差があるのか。20 数件のうちにどのくらい差があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

どのくらいの差かということですが、協力金の支払い方法につきましては、売り上げ額の減少率に応じて算定されることになっております。最低が 2 万 5000 円というような状況から始まりますが、2 万 5000 円というのは、売り上げが 8 万 3333 円がひとつのラインですけれど、売り上げが 8 万 3333 円以下であっても一律 2 万 5000 円支払われるというような形で申請が上がってきます。お尋ねのどのくらい差があるかということについては、まだ申請がぼちぼち出てきている状況でございます。申請の中にあたっては、1 日の売り上げが 8 万 3333 円以下であればそういった記載の内容は不要でございますので、実際どの程度売り上げが減少しているかというところは把握できない状況でございます。ただ、8 万 3333 円以上の売り上げの場合は、減少率に応じて計算をするようになっていますので、実際そうした情報も把握することは可能かと思います。

ただ、今、第 1 期目の分が 3 件上がってきていますけれど、大方、町内の状況としましては、1 日の売り上げでございますので、2 万 5000 円での申請というような状況でございます。答えになっていませんが、どういった差があるのかということとは把握ができていない状況でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

売り上げの対象にされる期間というのは、現年の同月の分か、あるいは何か月間かの平均の部分か、国の方でもあっておりましたが、そういったところの計算方法というのはどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

減収率の算定の根拠となります比較となる基ですけれど、昨年若しくは一昨年になります。前々年か前年の同月 8 月期の売り上げを基に、減少率を算定するという形になっております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、これから議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 9 議案第 45 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 9、議案第 45 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 45 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1559 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 9768 万 9000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なものは、JR 跨線橋防草対策業務委託料や町道改良工事など 3490 万 7000 円、千綿小学校受変電設備改修工事など 2206 万 6000 円。歳入の主なものは、基金繰入金 2021 万 8000 円、繰越金 7607 万 7000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 45 号についてご説明いたします。

それでは、議案の 20 ページをご覧ください。3 番歳出になります。2 款 1 項 8 目交通安全対策費の 10 節需用費と 14 節工事請負費は、カーブミラーについて当初見込みより多くの修繕及び新規設置が必要となり、合計で 131 万 4000 円を追加いたしました。その下、11 目企業誘致対策事業費 12 節委託料は、町工業団地の法面部分について草や樹木の繁茂が目立っており、除伐を行う費用として 162 万 5000 円追加しています。

21 ページになります。2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 2 節給料から 4 節共済費につきましては、人事異動による予算不足のため追加しています。なお、このページ以降の人件費につきましては、同様の理由ですので省略いたします。

22 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 18 節負担金補助及び交付金は、当初予算で計上しておりました地域医療介護総合確保事業費補助金について、事業所より対象事業の取り下げ申出があったため、495 万円減額いたしました。3 目障害福祉費 19 節扶助費の障害児給付費は、施設の利用者数が見込みより多く、事業費が不足することから 1347 万円を追加計上いたしました。その下、22 節償還金利子及び割引料は、障害児医療等の国県の補助金について、前年度分の精算を行い返還する必要があることから、合計で 910 万 1000 円計上しています。

24 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節負担金補助及び交付金は、認定こども園や学童保育に対する新型コロナウイルス感染拡大防止事業への補助費用として 129 万 6000 円追加しています。2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金は、認定こども園に対し、職員確保を支援する保育対策総合支援事業費補助金等を追加し、合計で 130 万 3000 円追加いたしました。その下、22 節償還金利子及び割引料は、子ども子育て支援交付金等の国県の補助金について、前年度分の精算を行い返還する必要があることから、合計で 909 万 1000 円計上いたしました。

次に、27 ページをお願いいたします。6 款 1 項 4 目土地改良事業費の 12 節委託料は、ため池 8 か所のハザードマップ作製と 5 か所の劣化状況評価を行う費用として、合計で 605 万 5000 円追加計上いたしました。県から補助割り当ての追加があり、早期に対応するものになります。その下、18 節負担金補助及び交付金の町農林業振興事業補助金は、補助のうち畦畔整備補助金の補助率の改正を行い、その増額見込みから 80 万 5000 円追加いたしました。また、県営自然災害防止事業負担金は、県が行っております千綿宿郷竹の下地区の排水対策工事になりますが、工事費の増額に伴い負担金を 100 万円追加いたしました。

29 ページをお願いいたします。7 款 1 項 3 目観光費 10 節需用費の施設修繕費は、道の駅にあります町の案内看板について、情報内容の更新を行い、併せて老朽化による錆等への修繕を行う費用として、37 万 4000 円を追加いたしました。

31 ページをお願いいたします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 12 節委託料は、新たに補修の必要性が発見された 5 橋分の橋梁補修工事の設計費用や JR 線路の上に架かる橋梁の防草対策を行う費用等を計上しており、合計で 1221 万 2000 円追加いたしました。その下、14 節の工事請負費は、大音琴地区交差点改良工事等に追加工事の必要性が生じ、合計で 780 万円追加しています。

32 ページをお願いします。8 款 3 項 2 目河川改良費 12 節委託料の測量業務委託料は、塩鶴川溪流保全工事に係る仮設道路用地を買収するため、測量を行う費用として計上いたしました。

33 ページになります。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金は、下水道整備に係る費用の財源として、公共下水道事業会計へ 139 万 5000 円繰り出しております。

34 ページをお願いします。8 款 6 項 1 目住宅管理費の 17 節備品購入費は、白井川団地に設置する防犯カメラ購入費用になります。入居者から、ごみ捨てや車へのいたずら等不審者への対応を要望されており、設置するものになります。

35 ページになります。8 款 7 項 1 目渉外費 18 節負担金補助及び交付金の太ノ原演習場周辺整備基金活用事業補助金は、太ノ原地区と中岳地区から公民館施設の修繕要望があっており、236 万 2000

円追加いたしました。

37 ページをお願いいたします。9 款 1 項 3 目消防施設費 10 節需用費の施設修繕費は、遠目地区の防火水槽に漏水が発生しており、修繕費が不足することから 66 万 6000 円を追加しました。

39 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 10 節需用費は、千綿小学校移転に伴い校舎修繕費用が不足する見込みから、施設修繕費 30 万円を追加しました。14 節工事請負費は、千綿小学校移転先校舎の受電設備が故障していることから、受電設備の改修工事費用を計上しております。

40 ページをお願いいたします。10 款 3 項 1 目学校管理費 14 節工事請負費は、東彼杵中学校の階段に手摺を設置する工事費を計上しております。中学校に歩行が困難な生徒がおり、配慮のため設置するものになります。

41 ページになります。10 款 5 項 2 目教育センター費の 10 節需用費は、教育センターの修繕に当初予算を執行しており、今後の予算が不足することから見込み 50 万円を追加しております。14 節工事請負費の総合会館駐車場入口改修工事は、道の駅整備事業において総合会館と国道との境界箇所が完了し、入口部分の整備を行うため改修費用を計上いたしました。3 目教育センター分室費 14 節工事請負費の教育センター分室フェンス設置工事は、道の駅整備事業に伴う移転補償地と教育センター分室の境界を区分するため、フェンスを設置する工事費を計上しております。4 目文化ホール費 10 節需用費の施設修繕費は、先月の大雨により文化ホールに雨漏りが発生したため、その修繕費用として 100 万円追加いたしました。

42 ページをお願いいたします。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費の 10 節需用費は、給食センターの物品や調理施設について、修繕の必要が生じていますが、予算が不足することから合計で 84 万 4000 円追加いたしました。

43 ページになります。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 12 節委託料の漁港災害水深測量委託料は、里漁港において令和 2 年の災害復旧工事を行うにあたり、工事用船舶に支障がないか水深調査が必要となったことから、測量費用を計上いたしました。歳出については以上になります。

戻っていただいて 9 ページをお願いいたします。このページ以降は、2 番歳入になります。

めくっていただいて、11 ページをお願いします。16 款 1 項 1 目民生費国庫補助金は、障害児通所給付費の国庫負担分 673 万 6000 円を歳入として追加しています。障害児通所給付費については、県負担分も県支出金のところで同様に計上しています。

12 ページをお願いします。16 款 2 項 2 目民生費国庫補助金では、認定こども園等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止事業や保育対策総合支援事業の国庫補助分を、合計 72 万 9000 円計上いたしました。こちらも県補助分を県支出金のところで同様に計上しています。

14 ページをお願いいたします。17 款 2 項 2 目民生費県補助金の 1 節社会福祉費補助金は、地域医療介護総合確保事業を取りやめ、歳出で減額しましたので、県補助金 495 万円を減額いたしました。4 目農林水産業費県補助金の農村地域防災減災事業補助金は、ため池劣化状況評価業務の補助金として、また、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金は、ため池ハザードマップ作製業務の補助金として計上しており、合計で 390 万円追加しています。

15 ページになります。20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、町道改良工事の財源として 580 万円基金繰入しております。5 目教育文化施設整備基金繰入金は、千綿小学校受電設備改修工事等の財源として 1205 万 6000 円基金繰入しています。また、8 目大野原演習場周辺整備基金繰

入金は、大野原演習場周辺整備基金活用事業の財源として 236 万 2000 円を基金繰入しております。

16 ページをお願いします。21 款 1 項 1 目繰越金は、本予算の財源として前年度繰越金から 7607 万 7000 円を追加計上いたしました。

17 ページになります。22 款 5 項 1 目土木費受託事業収入では、塩鶴川関係の工事は鉄道運輸機構の受託事業になりますので、260 万円を受託収入として追加いたしました。

18 ページをお願いします。22 款 6 項 4 目過年度収入では、中山間地域等直接支払事業等について前年度精算を行い、国県からの追加交付分を合計 155 万 7000 円を計上しております。

19 ページになります。23 款 1 項 1 目農林水産業債は、県営自然災害防止事業負担金の追加分について、緊急自然災害防止対策債を 100 万円起債することとしております。その下、3 目消防債の指定避難所生活環境改善事業は、旧大楠小学校避難所について、周辺地区から空調設置の要望があり、台風シーズン前に整備するため予備費から充用し、設置を行いました。その費用につきまして、緊急防災・減災事業債から 280 万円を起債収入として計上し、財源更生を行っております。歳入については以上になります。

戻っていただいて 5 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正になります。こちらに挙げております事項について、債務負担行為をお願いするものになります。

6 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正は、起債の目的に書かれている 2 事業につきまして、限度額等の補正を行っております。

戻っていただいて、1 ページから 4 ページの第 1 表、それから 7 ページ 8 ページの事項別明細書、44 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。ないですね。それではこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 45 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 57 分）

再開（午後 01 時 12 分）

○議長（吉永秀俊君）

定刻前ですけれど、全員お揃いのございますので、議会を再開いたします。

日程第 10 議案第 46 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 47 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 10、議案第 46 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11、議案第 47 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 46 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 707 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 2655 万 8000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出は償還金及び還付加算金 707 万 9000 円、歳入は前年度繰越金 677 万 1000 円、特定健康診査等負担金が 30 万 8000 円でございます。

次に、議案第 47 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 94 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 1854 万 7000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は償還金 94 万 7000 円、歳入は国庫支出金に 70 万 8000 円などがございます。詳細につきましては、いずれも健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

議案第 46 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わりご説明をいたします。

それでは、資料の 7 ページの歳出をまずはご覧ください。8 款 1 項 1 目の一般被保険者保険税還付金につきましては、令和元年に遡りまして社会保険に加入される方がおられまして、過年度の保険税を還付するために 200 万円を追加計上いたしております。

次に、その下 4 目その他償還金につきましては、令和 2 年度の実績の結果、保険者努力支援制度交付金（事業費分・事業費連動分）の償還金を 243 万円、それから災害時臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）の償還金 264 万 9000 円追加計上いたしました。

続きまして 5 ページの歳入をご覧ください。7 款 1 項 1 目の繰越金につきましては、歳出でご説明いたしました還付金及び償還金の財源とするために、留保しておりました繰越金を 677 万 1000 円追加計上いたしました。

次に 6 ページお願いいたします。8 款 4 項 7 目療養給付費負担金につきましては、国民健康保険給付費等交付金の特定健康診査等負担金の令和 2 年度実績の結果、30 万 8000 円を計上いたしております。

戻っていただきまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、それから 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、歳入、歳出の積み上げとなりますので、説明の方省略させていただきます。

続きまして、議案第 47 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、こちらもご説明をさせていただきます。

資料の 9 ページ歳出をご覧ください。このページ以降が歳出の部分となっております。

続いて資料 11 ページをお開きください。7 款 1 項 1 目の償還金につきましては、令和 2 年度の

実績の結果、介護給付費の県負担金、また、介護保険低所得者特別対策事業費補助金、介護保険事業費補助金に返還金が生じたので、94万7000円を計上するものでございます。

続きまして5ページの歳入をご覧ください。3款1項1目介護給付費負担金につきましては、令和2年度の実績の結果、49万円を追加計上いたしております。

次に6ページをお願いいたします。3款2項2目地域支援介護予防事業交付金（総合事業）につきましては、令和2年度の実績の結果、21万8000円を追加計上いたしました。

次に7ページをお願いいたします。4款1項1目介護給付費交付金につきましては、令和2年度の実績の結果、社会保険診療報酬支払基金への191万1000円の返還金が生じましたが、その返還の方法を令和3年度分への充当によることといたしまして、現年度分の交付金を同額の191万1000円減額計上いたしております。

また、2目の地域支援事業支援交付金（総合事業）につきましても、令和2年度の実績の結果、11万3000円の返還金が生じたため、同様に現年度分の交付金から同額の11万3000円を減額計上いたしました。

戻っていただきまして1ページから2ページの第1表、それから3ページから4ページの事項別明細書につきましては、歳入、歳出の積み上げになりますので、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号、議案第47号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、議案第47号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和3年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 48 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 12、議案第 48 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 48 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

資本的収入に 139 万 5000 円を追加し、支出に 139 万 5000 円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 2 億 6146 万 1000 円、支出が 3 億 5596 万 1000 円でございます。

提案の理由は、管路ルートの変更による民地を分筆して敷設するために、工事負担金 139 万 5000 円、委託料 76 万 9000 円、固定資産購入費 62 万 6000 円を追加するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 48 号令和 3 年度公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を加えます。

16 ページをご覧ください。資料になりますけれど、実施計画明細書において説明させていただきます。

まず上段の収入からです。1 款 3 項 1 目工事負担金として、一般会計繰入金 139 万 5000 円を追加計上しております。下段の支出でございますけれど、1 款 1 項 1 目建設事業費において、20 節委託料といたしまして下水道管路用地の分筆測量業務委託費用を 76 万 9000 円と、2 目 1 節固定資産購入費として管路用地費 62 万 6000 円を計上しております。

これは、今年度発注工事のエリアにおいて、接続ルートが確定していなかった家屋 1 軒分がございまして、このルートを検討してまいりましたが、最終的に周辺管路の見直しも含めまして 2 世帯、1 工場を対象といたしました管路を、新たに設定するための管路用地となります。

1 ページに戻っていただきますと、1 ページから 2 ページの実施計画書がございしますが、ただいまの説明の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。

3 ページ以降でございますけれど、補正前後の財務資料といたしまして、3 ページ目から 6 ページ目にキャッシュ・フロー計算書を、7 ページの損益計算書につきましては、今回の補正が資本的

収支のみの補正でございますので、損益計算書の補正による変更点はございませんので、当初予算時のものを掲載しております。9 ページから 12 ページに予定貸借対照表を、補正前後ということで掲載をしておりますので後ほどご覧ください。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 48 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 13	議案第 49 号	令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 14	議案第 50 号	令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 15	議案第 51 号	令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 16	議案第 52 号	令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 17	議案第 53 号	令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 18	議案第 54 号	令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 19	議案第 55 号	令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 20	議案第 56 号	令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
日程第 21	議案第 57 号	令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、議案第 49 号令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 50 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 51 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、議案第 52 号令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 17、議案第 53 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 18、議案第 54 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 19、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 20、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、日程第 21、議案第 57 号令和 2 年東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは決算認定の件でございます。議案第 49 号から議案第 57 号につきましてご説明いたしま

す。議案第 49 号から議案第 57 号まで、地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項及び第 6 項の規定によりまして、令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算と特別会計の決算及び公営企業会計を、監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告及び決算資料を添えて議会の認定に付するものでございます。この議案第 49 号から議案第 55 号までの詳細につきましては会計管理者から説明させます。また、議案第 56 号水道事業会計と、議案第 57 号公共下水道事業会計の詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。会計管理者。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

議案第 49 号から議案第 55 号までの 7 議案について、町長に代わりましてご説明いたします。

説明にあたりましては、先に提出しております A4 サイズ 1 枚の表、令和 2 年度東彼杵町会計別決算の状況、各会計別の主要な施策の成果に関する報告書及び監査委員から提出されております令和 2 年度東彼杵町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書によりご説明いたします。

はじめに A4 サイズ横 1 枚の表ですけれども、令和 2 年度東彼杵町会計別決算の状況をご覧ください。

7 つの会計毎に数値が 2 段書きになっています。上段が令和 2 年度の決算額で、下段は前年度の決算額です。

なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますのでご了承ください。

まず一般会計です。歳入総額が 65 億 6809 万 4000 円、歳出総額が 61 億 6248 万 6000 円で、差引残 4 億 560 万 8000 円となっております。翌年度への繰越財源 2 億 6170 万 6000 円を差し引いた実質収支は、対前年度比 6.9%増の 1 億 4390 万 2000 円となりました。

さらに、この額から前年度の実質収支 1 億 3466 万 8000 円を引いた単年度収支は 923 万 4000 円の黒字で、これに財政調整基金の積立金 102 万 7000 円を加えた実質単年度収支も、1044 万 1000 円の黒字となりました。

次に国民健康保険事業特別会計です。歳入が 11 億 6374 万 8000 円、歳出が 11 億 2791 万 1000 円、差引残の実質収支は 3583 万 7000 円です。これから前年度の実質収支 2494 万 6000 円を差し引いた単年度収支は、1089 万 1000 円の黒字となっております。なお、基金の利子相当額 4 万 8000 円の積立がありますので、実質単年度収支は 1093 万 9000 円の黒字決算となりました。

次に介護保険事業特別会計です。歳入 8 億 4547 万 9000 円、歳出 8 億 3685 万 9000 円で、差引残 862 万円、翌年度への繰越財源は 0 円で、実質収支も 862 万円となりました。この実質収支から前年度の実質収支 429 万 6000 円を差し引いた単年度収支は、432 万 4000 円の黒字となりました。基金への積立金 2059 万 6000 円を加えた実質単年度収支も、2492 万円の黒字になっています。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、令和 2 年度も財産売払収入等の実績はなく、歳入から歳出差引残の実質収支は 30 万 9000 円となりました。基金の利子相当額 3 万 8000 円の積立により、実質単年度収支は 3 万 9000 円の黒字となりました。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入が 5072 万 8000 円、歳出が 5072 万 8000 円、実質収支は

0円となりました。単年度収支、実質単年度収支とも6000円の赤字となりました。

次の漁業集落排水事業特別会計は、歳入が1298万8000円、歳出が1298万8000円、実質収支は0円となりました。単年度収支、実質単年度収支とも1000円の赤字です。

最後の後期高齢者医療特別会計は、歳入1億1468万1000円に対し、歳出1億1314万9000円で、差引残が153万2000円、前年度の実質収支154万円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は8000円の赤字となりました。以上、一般会計並びに6特別会計を合わせました全会計の合計は、歳入87億5606万4000円に対し、歳出83億415万8000円となり、差引残の形式収支は対前年度比117.4%増、4億5190万6000円となりました。

なお、実質収支は14.7%増の1億9020万円。全会計合計の単年度収支は2443万5000円の黒字となり、右端の実質単年度収支につきましても、積立金を行い、対前年度比21.1%減となりますが、4632万4000円の黒字となりました。

続きまして、各会計の主な内容について説明をいたします。

まず、一般会計ですが、主要な施策の成果に関する報告書で説明をいたします。

報告書の136ページをお願いします。第18表、歳入の決算推移状況でございますが、一番右端の列が令和2年度です。構成比の大きいものが、町税の7億6402万円11.6%、地方交付税が20億7206万1000円31.5%、寄附金が3億4965万1000円5.3%、国庫支出金が15億5358万1000円23.7%、県支出金が4億4910万円6.8%となっています。

次に、119ページをお願いします。第5表、歳入総額では国庫支出金の増が影響し、対前年度比16億1468万9000円、32.6%の増となっております。

次に、135ページをお願いします。第17表に税の決算推移状況を記載しています。一番右端が令和2年度になります。1番、町民税は、対前年度比312万3000円1.1%の減となっています。個人所得割は、対前年度比79万円0.3%の増、法人税割は、対前年度比348万8000円15.6%の減と落ち込みました。

2番の固定資産税ですけれど、土地が減、家屋が920万円の増、償却資産が245万4000円の増となりまして、全体で対前年度比1005万2000円2.6%の増となりました。

戻りまして120ページをお願いします。自主財源と依存財源につきましては、第1図の円グラフで記載しておりますが、自主財源は、町税、繰入金、繰越金等で31.0%。依存財源が、地方交付税、国・県支出金、町債等の69.0%となっています。自主財源は、前年度より4億7567万6000円増ですが、構成割合は0.4%低くなりました。

次に、122ページをお願いします。地方交付税の推移を、第6表で示していますが、前年度比1億820万3000円5.51%の増となりました。

増加の要因としましては、高齢者保健福祉費の増1632万7000円や、幼児教育・保育の無償化等による社会福祉費の増853万4000円により、財政需要額が増となったものです。

同じく122ページの(9)国庫支出金でございますが、15億5358万1000円で、対前年度比10億3718万4000円200.9%の増となりました。こちらにつきましては、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増などによるものです。

123ページをお願いします。(11)県支出金でございます。4億4910万円で対前年度比2107万7000円4.9%の増となりました。新構造改善加速化支援事業補助金2120万7000円、営業時間短縮

協力金補助金 1721 万 2000 円の皆増等によるものでございます。

国庫・県支出金の充当内訳につきましては、127 ページに記載をされております。第 11 表に記載のとおりです。

また、普通建設事業への内訳が 143 ページをお願いします。第 23 表に記載のとおりでございます。

戻りまして 123 ページをお願いしたいと思います。(13) 寄付金につきましては、3 億 4965 万 1000 円の決算で、対前年度比 5695 万 1000 円 19.5%の増となりました。主にふるさとまちづくり応援寄附金の増によるものでございます。

同じページですが(17)町債です。対前年度比 5846 万 8000 円 22.4%の減で、決算額は 2 億 249 万円です。主な要因は、小学校空調設備設置工事 4790 万円、中学校空調設備設置工事 3340 万円などの皆減等によるものでございます。

次に、歳出になりますが 137 ページをお願いします。第 19 表、性質別決算推移状況をご覧ください。区分の 1、人件費から 6 の公債費までの一番右の列の小計が、46 億 3703 万 6000 円で、歳出に占める割合は 75.2%となります。前年度からしますと維持補修費と公債費を除くすべての費目が増となっておりますことから、1 から 6 の小計は、12 億 3207 万 2000 円 36.2%の増となりました。

それから投資的経費としまして、7 の普通建設事業費、8 の災害復旧事業費、合わせて 6 億 4067 万 3000 円、歳出構成比は 10.4%となります。普通建設事業費の単独事業と災害復旧事業費の増により、7 と 8 の小計は、1 億 3981 万 7000 円 27.9%の増となりました。

積立金につきましては、ページを戻っていただいて 133 ページになります。第 15 表になります。積立金の状況でございますが、ふるさと創生事業基金、下水道事業基金、教育文化施設整備基金、庁舎整備基金については、一定の積立を行いながらも、取り崩し額も多額となっております。基金全体の残高は 18 億 1342 万 3000 円となりまして、前年度から 4994 万 9000 円の減となっております。

第 19 表にありました 10 の投資及び出資金・貸付金、11 の繰出金につきましては、133 ページから 134 ページに記載していますので、後ほどご確認をお願いします。

主要な施策の成果に関する報告書の 119 ページ以降に、決算の状況については詳細に記載をしていますので、後ほどご参照ください。

財政構造につきましては、資料を変えていただいて決算審査意見書の 6 ページをお願いします。

6 ページ以降に詳しく記載をされていますが、第 4 表の実質収支比率は 4.7%、第 5 表中の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は 85.8%、収入に対する借金の比率であります実質公債費比率は 10.4%となっております。

次に国民健康保険事業特別会計を説明いたします。こちらの決算状況につきましては、主要な成果に関する報告書をお願いします。

国民健康保険事業特別会計の主要な施策の成果に関する報告書の資料になりますけれど、3 ページから 6 ページに記載をしております。

4 ページをお願いします。歳入では、国保財政の根幹であります国民健康保険税についてですけれど、令和 2 年度、当町の保険税収入額は 2 億 1318 万 9000 円、対前年度比 6.4%の増となりました。滞納繰越分と長期未納者の固定化等で 2379 万円の収入未済額と、71 万 6000 円の不納欠損が生

じまして収納率は 89.7%となりました。

3 ページをお願いします。第 1 表の歳入では、前年度に対して、医療給付費交付金等の県支出金が減少するなど、全体で 7587 万 8000 円 6.1%の減となりました。

下の表の歳出でも、前年度に対して保険給付費が 5921 万 2000 円の減となるなど、歳出全体も 8677 万円 7.1%の減となりました。

その他、国保事業の実績につきましては、7 ページから記載をしていますので、後ほどご覧ください。

資料変わりました、次に介護保険事業特別会計を説明いたします。成果に関する報告書をお願いします。4 ページから 11 ページに決算の内容を記載しています。

まず、報告書 4 ページの第 1 表、歳入総額中、主な歳入の割合は、介護保険料が 19.9%、国庫支出金が 25.1%、支払基金交付金が 24.6%、県支出金が 14.1%、繰入金が 15.2%となっております。

歳出の内容につきましては、9 ページから 11 ページに記載しています。

9 ページから 10 ページにかけての第 4 表ですけれども、保険給付費の決算額が 7 億 3430 万 4000 円となっております。表中の内訳でいきますけれども、在宅サービスが全体の 36.8%を占めております。その下、地域密着型サービス、グループホーム等になりますけれども 15.6%、施設サービスが 37.7%を占めております。

また、地域支援事業費の実績は 10 ページから 11 ページの第 5 表に、その他事業実績につきましては、12 ページ以降に記載をしていますので後もってご参照ください。

次に公共用地等取得造成事業特別会計です。こちらにつきましては事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の 3 万 8000 円のみ支出となっております。

次に農業集落排水事業特別会計です。主要な施策の成果に関する報告書の 3 ページをお願いします。決算の状況につきましては、歳入では一般会計からの繰入金が 2903 万 1000 円で、歳入総額の 57.2%を占めています。料金収入につきましては、730 万 4000 円で 14.4%の割合となっております。

歳入全体は、対前年度比 776 万 4000 円の増となります。

歳出につきましては、償還金が元利合わせまして 2675 万 9000 円で、歳出の 52.7%を占めております。また、運営費が 811 万 5000 円、建設改良費は 1576 万 7000 円の決算となっております。

事業実績につきましては 4 ページ以降になりますので、後をご覧ください。

次に漁業集落排水事業特別会計です。主要な施策の成果に関する報告書の 3 ページをお願いします。決算の状況を記載していますが、歳入の主なものは一般会計からの繰入金 486 万円で、歳入の 37.4%を占めております。料金収入 273 万 4000 円はほぼ前年並みで、歳入の 21.1%を構成しています。

歳出総額につきましては 1298 万 8000 円。うち運営費は 327 万 1000 円で、建設改良費が 630 万 6000 円と前年度より減少しています。元利償還金は 339 万 2000 円で歳出の 26.1%を占めています。

事業実績につきましては、4 ページ以降となります。後もってご覧ください。

最後に後期高齢者医療特別会計になります。報告書の 3 ページをご覧ください。

歳入の決算状況につきましては第 2 表のとおりでございますが、被保険者から徴収しました保険料 6902 万 3000 円、一般会計からの繰入金 3782 万円が歳入の主なものです。歳入総額は、前年度

比 2.8%、314 万 5000 円の増となっています。

その下、第 3 表歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が 1 億 449 万 7000 円、歳出の大部分を占める 92.4%の構成割合となっています。歳出総額は、対前年度比 2.9%、315 万 3000 円の増となっています。こちらの実績につきましては、6 ページ以降に載っていますので、後もってご確認ください。

以上が決算概要のおおまかな説明になります。決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘をいただいておりますことは真摯に受け止めまして、更に事務処理の適正な執行に努めていかなければならないと考えています。以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

それでは、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件につきまして、決算資料を基にご説明をいたします。

決算書及び付属書類の 1、2 ページをご覧ください、決算報告書、税込み表示となっています。収益的収支をこのページは記載をしております。収入総額が、2 億 6058 万 84 円。内訳は、営業収益が料金収入、加入金収入等になります。営業外収益については、他会計負担金、長期前受金戻入等になります。下段が支出総額になりますが、決算額が 2 億 3519 万 1758 円。営業費用は、浄水場の運営費、水道管の管理費、人件費事務費等の総係費、減価償却費等です。営業外費用につきましては、企業債償還利息等になります。

3 ページから 4 ページをご覧ください、資本的収支になります。収入総額が、1 億 4335 万 3669 円。内訳は、企業債、工事負担金、補償金、出資金になります。下段の支出総額は、1 億 3030 万 8778 円。内訳は、建設改良費、企業債償還金、財政調整基金積立金になります。

4 ページの下の方で収支差額 1304 万 4891 円の黒字決算についての説明を記載していますが、令和 2 年度からの繰越事業費財源の繰入金 2400 万円を年度内に受け入れているため、繰越事業においては既収入の特定財源という扱いになります。今年度決算だけで見ますと黒字でありますので、この既収特財は留保資金となり、来年度の補填財源として積み増しされることとなります。

この決算報告書の詳細につきましては、25 ページからの明細書を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。なお、明細書については税抜き表示の様式となりますので、決算報告書と一致しない金額欄がございますのでご承知おきください。

次に 5 ページをご覧ください、損益計算書になります。税抜き表示であります。

損益計算書は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間における水道事業の営業収益を表します。

営業収益といたしまして、料金収入等となりますが1億1711万2422円、営業費用といたしましては、浄水費、配水費、総係費のほかに資産の減価償却費等を含めました2億607万3572円を計上し、営業利益といたしまして、8896万1150円の赤字であります。

営業外収益といたしまして、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益等で1億3252万2811円。これに支払利息等を含めました1830万5000円の営業外費用を計上いたしまして、令和2年度の経常利益は、6ページの一番最後にありますけれど、2525万6661円の黒字という結果でした。

7ページから8ページですが、貸借対照表となります。これは消費税抜きの様式になります。一般的にバランスシートと呼ばれる様式になります。令和2年度末、令和3年3月31日現在の水道事業保有の資産を総括的に表しております。

まず7ページ目に資産を表しますが、固定資産の合計が25億8002万7425円、流動資産が3億634万6314円で、資産合計が28億8637万3739円となります。

ちなみに、流動資産の中に未収金がございますが、3月末時点の4月納付分水道料金が支払いを待っている状態で決算を迎えますので、この分が未収金として含まれますので1463万969円となりますが、全額が滞納額ではございませんので申し添えておきます。

次に8ページです。上段が負債を示しております。固定負債が、1年以上先の返済分の企業債、流動負債が、1年未満の企業債。3月末における未払い金等に長期前受金等を加えまして、23億8655万7216円が負債合計となります。下段が資本を示しておりますが、資本金、剰余金の合計で4億9981万6523円となります。

結果といたしまして、バランスシートの左側、資産額28億8637万3739円の内訳といたしまして、23億8655万7216円の負債と4億9981万6523円の資本により、この資産が成り立っているものとしてご覧いただきたいと思っております。

次に12ページでございますけれど、水道事業報告書を掲載をしております。

概況を説明いたしますが、給水人口は7,605人に給水いたしました。年間配水量は1,061,488tで前年比1.93%増加をしております。有収水量は792,494tで、前年度から1.9ポイント減少した74.7%という結果となっております。

建設改良費におきましては、八反田地区の水道管移設工事。これは公共下水道工事に伴う移設補償工事になります。他に老朽管の更新工事を4件、彼杵浄水場の非常用発電機導入に伴う配線工事と川内配水池の井戸ですけれど、これの揚水試験を1件。また、量水器取替工事につきまして364件の交換工事を実施をしております。

以降、13ページから16ページに業務の詳細を記しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

17ページをご覧ください、キャッシュ・フロー計算書を記載をしております。これは貸借対照表の中の現金預金の内訳を表示しております。末尾の期首及び期末残高の差分でございます8389万8685円が、1年間の資金増加額となっております

19ページ以降、固定資産明細、企業債明細について記載をしております。後ほどご覧ください。

25ページ以降の明細書につきましては、先ほどご説明いたしました決算報告書の明細となります。

続きまして、別冊になりますが決算審査意見書を添付いたしております。こちらの3ページ目を

ご覧ください。こちらの方にむすびといたしまして記載をしていただいておりますけれど、料金改定を令和2年度行ったにもかかわらず、営業収支比率は56.83%で、前年度から10%ほど減少しているということにつきまして、コロナ対策としての基本料金減免を行いました。この補填財源といたしまして一般会計からの補助金を充当しております。これによりまして、営業収支比率だけで見ますと悪化ということになっていることを説明をいただいております。代わりにこれを料金収入として考慮すれば約75%ほどとなり、前年度よりも営業収支比率が改善しているということを記載をいただいております。しかしながら、人口減少による収益率の悪化は避けられない状況の中で、更なる効率的な経営、有収水率の向上、更に収納対策の強化による公平性のある債権管理などを適正に運営していくよう求められておりますので、監査委員からのご意見を踏まえ、今後とも健全経営のもと、安心安全な水道水を供給できるよう鋭意努力したいと考えております。

意見書の次に決算資料を添付しておりますが、決算審査に提出した資料でございますので、参考資料として添付をさせていただきます。水道事業会計の決算書の説明は以上です。

続きまして、議案第57号令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件につきまして、決算資料を基にご説明をいたします。

決算書及び付属書類の1ページから2ページをご覧ください。こちらの決算報告書は、税込み表示となります。収益的収入を記載しております。収入総額が、2億9181万5215円。内訳は、営業収益が料金収入、手数料収入等になります。営業外収益につきましては、他会計負担金、長期前受金戻入、消費税還付金等になります。下段が支出総額になります。決算額が、2億6710万9551円。営業費用は、管渠及び処理場の運営費、人件費事務費等の総係費、減価償却費等になります。営業外費用は、企業債償還利息等になります。特別損失として計上しておりますのは、公共下水道事業会計が企業会計初年度でございますので、令和2年6月の賞与時期におきます法定福利費を含む賞与等の引当金相当額が前年度に引き当てられておりませんので、その分の相当額が繰入金として受け入れるために、特別損失として計上をここにさせていただきます。

3ページから4ページをご覧ください。資本的収支になります。収入総額が、2億4249万8500円。内訳は、企業債、補助金、工事負担金になります。下段の支出総額は、3億2390万1220円。内訳は、建設改良費、企業債償還金となります。

4ページの下の方で、資本的収支不足額8140万2720円の補填方法についての説明を記載しておりますが、これにつきましては、当年度分の消費税調整額2073万8745円と当年度分の損益勘定留保資金6066万3975円により補填するものとしております。

この決算報告書の詳細につきましては、29ページからの明細書を添付しておりますので、後ほどご覧ください。水道事業でも説明をいたしましたが、この明細書については税抜き表示の様式となりますので、決算報告書と一致しない金額欄がございます。

次に5ページをご覧ください。損益計算書となります。これは税抜き表示となります。

損益計算書は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間における公共下水道事業の営業収益を表します。

営業収益といたしまして、料金収入等となりますが4229万6089円。営業費用として、管渠費、処理場費、総係費のほかに資産の減価償却費等を含めまして2億986万4123円を計上し、営業利益として1億6756万8034円の赤字でした。

営業外収益といたしまして、他会計負担金、長期前受金戻入、雑収益等で2億4139万6515円。これに支払利息等の5124万311円の営業外費用を計上し、今年度は特別利益といたしまして消費税還付金の310万8499円、特別損失として先ほどご説明いたしました賞与、法定福利費等の引当金相当額ですね、これの繰入金を計上しました結果、令和2年度の経常利益は、2376万669円の黒字という結果となっております。

7ページから8ページをご覧ください、貸借対照表となります。これは令和2年度末、令和3年3月31日現在の公共下水道事業保有の資産を総括的に表しております。税抜き表示です。

7ページに資産を表しておりますが、固定資産が45億4419万10円、流動資産が7326万645円で、資産合計が46億1745万655円となります。

次に8ページでございますが、上段が負債を示しております。固定負債が、1年以上先の返済分の企業債。流動負債が、1年未満の企業債となります。3月末における未払い金等に長期前受金を加えました43億6710万3087円が負債合計となります。下段が資本を示しております。資本金、剰余金の合計で、2億5034万7568円となります。

結果といたしまして、負債と資本の合計が、左側の資産の合計と同額の46億1745万655円となります。

次に、12ページから公共下水道事業報告書の記載をしております。概況を説明いたしますが、処理区域の面積が150.8haとなりました。これは、整備率が94.4%となります。

13ページに建設改良工事を掲載をしています。管渠整備工事が4件、舗装本復旧工事が4件、公共柵設置工事5件を施工いたしました。

15ページに年間契約件数を計上しておりますが、13,675件、トータルですね。前年度比が2.54%の増加となっております。年間の有収水量は279,129tで、前年度比2.8%増加し、有収率は99.84%という結果となっております。

19ページをご覧ください。キャッシュ・フロー計算書を記載をしております。現金預金の内訳を表示しておりますけれど、末尾の期首及び期末残高の差分であります2405万2853円が、1年間の資金減少となっております。

21ページ以降、固定資産明細、企業債明細について掲載をしておりますので、後ほどご覧ください。

29ページ以降の明細書につきましては、先ほどご説明いたしましたように、決算報告書の明細となりますので、後ほどご覧ください。

先ほどご覧いただきました決算審査意見書でございますけれど、こちらの公共下水道事業のページが7ページになりますけれど、8ページにむすびの欄がございます。公共水域の水質保全や町民のライフライン事業として重要性を強調しながらも、今後の維持費の増加を見据えた効率的な事業運営のため、ストックマネジメントに基づく効率的な設備、維持、経費削減や収納対策の強化を求められております。また、使用料収入の確保のため、引き続き加入促進についても課題とされておりますので、令和4年度までの面整備の最終段階を迎えております中で、安定し持続性のある事業運営の形にこれから見直していくよう求められていると認識しております。

意見書の次に決算資料を添付しておりますが、決算審査の資料でございますので、参考資料として添付をさせていただきます。これで、水道事業会計、公共下水道事業会計の決算の資料の

説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、木田代表監査委員出席のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 18 分）

再 開（午後 2 時 27 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに議案第 49 号の質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 49 号について町長にお伺いします。令和 2 年度歳入歳出決算書をちょっと準備してください。その 87 ページ、2 款 1 項 5 目、87 ページをお願いします。よろしいでしょうか。その 12 節委託料の中に、新庁舎に係る調査設計業務委託料 232 万 4300 円が記載されております。この金額、この設計業務委託料を執行された日は、計画して執行された日はいつだったのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと、今執行した日は、手元がないのでわかりませんが、内容をお聞きになりたいんですか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

実は、昨年 3 月の定例会において、町長は、係長以下に検討させた結果、新庁舎を造る。こういう町長の答弁でありました。それに基づいて、この新庁舎に係る調査設計業務委託料 232 万 4300 円が計上されて、令和 2 年度の時にですよ、それで私たち議会もそれを認めた。こういうことです。

しかしながら、今度は、昨年 6 月の定例会では 5 月の時に中村県知事、法道さんですね、から除却命令が出ました。それに基づいて方針変更、総合会館に移設すると。こういう方針変更をされました。となると、となるとですよ、この設計委託料を、新庁舎は造らないんだと、向こうに移動するんだとなれば、これを執行したというのは予算の無駄使いになるのではないかなと、その執行した日によってですよ、時間的系列。だから、私はそこをお伺いしているんです。そのところ、わかればちょっと教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この執行が 7 月 20 日でございます、3 月にそう私が言いまして、6 月にまた方針が変わりましたもんですから、この予算で総合会館の床とか、そこに入るかどうか、体力があるかどうか、その辺も含めての設計のお願いをしたというところでございます、全く新しい建物を造るというこ

とが断念したところだったものですから、その設計は一切使っておりません。総合会館の方に方向を変えましたものですから、そこら辺にどのくらいの耐震があるか、部屋があるか。今、図面にもお示しをしたと思うんですけど、そういう形で、比較表を作るためにしたところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

3 回目なんですけれど、では、新庁舎というよりも総合会館の床とか、この費用をそっちの方に見直したということで理解してよろしいんですね。

○——△——

——△——△——

○5 番（大石俊郎君）

はい、わかりました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

と言いますのは、私が新庁舎で出した時に、議員さんからも意見がありましたけれど、基金もなくお金も無いのにどうして今新庁舎ができるのかということがありましたものですから、そのうちに県から除却命令が出て、もう時間が無いなと思ひまして、そっちの方に方向を切り替えて、比較表を出さなければいけませんでしたものですから、どのくらいのお金が掛かるかどうか。その辺で、こっちの方を回したということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

監査委員の方もお見えでございますので、せっかくですので、監査委員の方の総括意見の中で②の中で、生活交道路線維持補助金 JR バスについて今後も補助金が増額するようであれば、平日の減便、土日祝日の運休等も検討されたいと掲載してありますけれど、現に、今、この JR バスばかりでなくて、JR の列車の方も、結局 JR バスが来ているから快速も停まっているという判断がされるわけですね。減便とかなってくれば、また、あそこに毎日通っている通学生とか通勤者の方の利便性も、ここに快速が停まらなくなれば、ちょっと困られる問題等も出てくるんじゃないかと思いますが、その辺まで確認をしながら掲載をされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

それと、土日のこの利用状況等も調査した上でこういった掲載になられたのか、併せてお願いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

木田監査委員。

○代表監査委員（木田善孝君）

先ほどの件につきましては、私ども、そのような形で、意見という形で出させていただきましたけれど、その後には町長ともお話しをさせていただきまして、この時点では色んな調査をやった上でこういった意見書ではございませんでした。ということで、町長等にもお話を聴きながら、今後

検討をしてくださいというようお願い程度でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

私も、せっかくですので、監査委員さんにもこのまま帰ってもらっても寂しいでしょうから、監査意見書の2ページ、3行目から4行目にかけてです。こう書いてあるんです。予算の執行及び財務に関する事務や財産管理についても、適法かつ適正に執行されていたことをおおむね認めると書いてあるんですね。このおおむねなんです。一度監査委員さんに確認しようかなと思って、おおむねとは、私は100%でないと思うんです。木田監査委員さん並びに議会選出もいますが、木田さんの感覚からしたら何%と、100%からいって何%という感触なんですか。

○議長（吉永秀俊君）

木田代表監査委員。

○代表監査委員（木田善孝君）

なかなか難しい問題ですけど、何割とかそういうことでは、なかなか表現しにくいんですが、一部、この書面にない部分で、口頭で指摘をさせていただいた部分がございます、その分をおおむねという形で表現したということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

先ほど休憩中に、おおむねという意味を引きました。そうしたら、大まかにとかほぼとか大体とかという意味を書いてあったんですよ。ということは100%ではないわけですよ。ですから、100%でないところの、どうしても気になるなというところを私どもに教えていただきたい。是非お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

木田代表監査委員。

○代表監査委員（木田善孝君）

その件につきましては、私もまだ不慣れな部分がございます、立山委員から少しお話しをしていただければと思います。

○議長（吉永秀俊君）

木田代表監査委員に代わり議選の立山監査委員。

○監査委員（立山裕次君）

おっしゃるとおり、おおむねということで私たちが書いておりますので、100%でないというのはもちろんわかっていらっしゃると思いますけれど、どこと言われたら、どこというのはかなり数があるんですよ、実際ですね。毎年、わかっていらっしゃると思いますが、不用額というものが必ず出てきます。100%、要するに100万円の予算で100万円ものが進むわけではありません。そういうところを考えたところ、どこまでをおおむねと言われるかと言われたら、例えば90%がおおむねなのか、80%がおおむねなのかは、私と木田監査委員でも違うと思うんですよ。そこを2人で合議した中で、あくまでもおおむねという言葉でやりましょうということでしたしております。

○——△——

了解です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

議案第 49 号に対する質疑がないようですので、これで議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号から議案第 55 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第 50 号から議案第 55 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、議案第 57 号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第 49 号から議案第 57 号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である立山議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と立山議員を除く 9 名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び木田代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 40 分）

再 開（午後 2 時 40 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 41 分）

再 開（午後 2 時 46 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選任されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に口木俊二君、副委員長に浪瀬真吾君に決定をいたしました。

日程第 22 議案第 58 号 大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）の請負契約の変更について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 22、議案第 58 号大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）の請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 58 号大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）の請負契約の変更について。

次のとおり請負契約を変更することについて議決を求める。

1、契約変更の理由、大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）契約額の変更。2、契約の方法、当初 指名競争入札による契約、変更 随時契約。3、変更前契約金額、9570 万円。4、変更後契約金額、1 億 687 万 9300 円。5、契約の相手方、住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷 1622 番地 7、会社名 株式会社 朽原建設、代表取締役 朽原元樹。

提案の理由でございますが、工事を施工するに当たり上部工製作用の仮設盛土の数量増などにより、工事請負額を増額する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 58 号につきまして町長に代わりましてご説明いたします。

本工事につきましては、先の 6 月議会にて契約締結の議決を頂いているものでございます。今回の変更内容についてであります。主に 3 点でございます。

1 点目につきまして、桁製作用の仮設盛土の数量増でございます。添付しております図面をご覧

ください。図面左側の下の方に小さい文字でありますけれど、※で施工ヤードのための仮設盛土幅は想定である。施工時に改めて必要幅を検討することとしております。施工に先立ちまして、請負業者と必要盛土幅等について詳細に協議をいたしました。その結果、盛土量が、当初設計の 4000 m³ から 800 m³ 増の 4800 m³ となりました。

2 点目につきましては、図面中央のやや下の方になりますが、主桁製作台基礎コンクリートと赤字でしておりますところでございます。今回、橋梁上部工の主桁を 4 本製作することとなりますが、桁 1 本の重量が約 69 t あります。桁製作時に桁の重量で盛土が沈下しまして、桁の品質に悪影響を及ぼすおそれがあることから基礎コンクリートの施工をすることといたしました。設置及び撤去に要する費用を追加しております。基礎コンクリートの広さが 70 m² で、厚みが 30 cm でございます。

3 点目は、主桁製作用の型枠の変更でございます。当初設計において金属製の型枠をリースして桁を製作することとしておりましたが、橋自体がカーブしており、主桁自体に横断勾配がついていたりして、桁の形が左右で非対称となっていることから、一般的な型枠では桁の製作が不可能ということになりましたので、今回の型と形を合わせました木製の型枠を特別に製作することとなりましたので、型枠のリース料から型枠の制作へと変更しております。説明については以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 58 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号大野原高原線（法音寺工区）改良工事（その 3）の請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 23、議案第 59 号東彼杵町教育長の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 59 号東彼杵町教育長の任命についてでございます。

次の者を東彼杵町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

1、任命する者の住所氏名等、住所 東彼杵町蔵本郷 381 番地。氏名 粒崎秀人。生年月日 昭和 29 年 11 月 23 日生。

提案の理由でございますが、教育長を任命するため本案を提出するものでございますが、粒崎教育長は、前任者の後任として令和 2 年 4 月 13 日から任期が令和 3 年 10 月 1 日までとなっていることでございますので、今回、引き続き教育長としてお願いしたいと考えております。

教育長の任期が 3 年間でございます。それと、今までこういう町の教育に携わっていただきまして、学力も非常に向上させていただいております。今後も引き続き先生のお力を頂きながら、学校教育に力を入れていきたいと思っております。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

ここで質疑の前に、教育長に退席をお願いします。

（教育長退席）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長に 2 点ほど質問させてください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律にこのように定められています。第 4 条に、教育長は 1 つ、被選挙権を有する者、すなわち満 25 歳以上で東彼杵町の町民であること。2、人格が高潔であること。3 つ、教育行政に関し識見を有する者。という要件が定められています。

粒崎教育長は、この 3 つの要件全て兼ね備えておられると思います。しかし、しかしがあります。問題は被選挙権を有する者、すなわち住所を東彼杵町においてさえすれば、生活の実態は他町、例えば長崎市、佐世保市、嬉野市などから通勤することが町民の理解を得られるかどうかということです。粒崎教育長は、昨年 4 月住所を川棚町から東彼杵町に移されておられます。しかしながら、その後、蔵本に住んでおられる気配が全く見えてきません。これで良いのか。という声が町民の方から届いております。町長にも届けたということでした。西部地区から大村市に通勤しておられる方からの声です。蔵本の、住んでおられる実家の家に灯りが灯っているのを見たことがない。車庫に、車庫は国道の側にありますけれど、その車庫に車が止まっているのを昨年から一度も見たことがない、とこのように言っておられます。近くの蔵本住民の方からも粒崎教育長の姿を見たことがない、とこのように。私も見たことがありません。このような声、すなわち住所さえ置いていれば生活の実態は他町で良いのか。町長はこのように考えておられるのか。この件について町長の見解をお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が、教育長がここに住んでおられるかどうか確認ができなかったのは誠に申し訳なかったんですが、その後、事情をお聞きして、家庭にいろいろ問題というかプライバシーのことでございまして、ありまして、帰ったり来たり、帰ったり来たりしたということでございました。

先ほど、大石議員がなぜここに住まないのかということでございますけれど、これは法律で、教育長は、当該地方公共団体の長の、町長とか市長の選挙権を有すれば、例えば、公募する時でもどこであっても良いんですよ。これは昔も、嬉野から通われていた教育長もおられますし、佐世保の花高から通われていた教育長もいらっしゃいます。ただ、私がなぜ町内に住んでいただきたいとお願いをしたかというのは、緊急な時に、子どもの事故とか、そういう時にすぐ来ていただくためには是非お願いをしたいということでございますので、教育長にも話をして、今後は是非そういうことにしたいと。ただ、今、家庭の事情がございまして、帰ったり来たり、帰ったり来たりしたと。夜はちょっと、色んな事情がございまして。ただ、しかし、私もお話を聞いた時に、教育長と対面をしております、このお話を伺った時、他の方からもですね。だから、そういうことはお願いをして、今のところ、家庭の事情でしばらくとおっしゃったものですから、私は容認をしたということでございまして、ここに住所を移して税金も納めていただいておりますし、今後は、是非、向こうの事情が解決すれば住んでいただけるものと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議員さんが、町会議員の選挙権と町長の選挙権とは考えの相違があられたのかなと、今、判断をしたんですが、ここに住んでおられない。町内に住んでおられないとおっしゃったものですから、これは教育長は、町長はどこに住所があっても選挙に出られるんですね。町会議員は駄目ですよ、3か月以内に町内にいないと。そこがちょっと違ったのかなと。それではないんですかね。違うんですね。すみません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

最初申し上げたではないですか、この被選挙権がある者、有する者。粒崎教育長は、この3つの意見全て兼ね備えておられると言いましたよね。備えておられるんですよ。おられるんです。だがしかしながら、住所を東彼杵町に置いていけば良いのか。ただそれだけでは駄目なんじゃないか。これから2つ目の質問、住所を東彼杵町に置いているから、要件を満たしているから良いではないかと、町長の答弁ですよ。

これに対して3つ言いますよ。町内で生活をしていないと、やはり子供たち、児童、生徒の課外における生活の様子をつぶさに知ることはできません。いいですか。町内で生活していなければ、

保護者や町民の方々と接触する機会も少なくなって、教育行政に対する声の汲み取りも十分に得られないと私は思っております。

3つ目、町内で生活していなければ、先月の豪雨災害では国道205号線、あるいは嬉野方面の国道が通行止めとなりました。教育長は町の災害対策本部副本部長という地位にあります。他町で生活していると、いざという時に務めが果たせることができなくなると思っております。そのような教育長の現状です。

こういふことで、ただ、3つの要件があると私は言いました。しかし、住所だけ東彼杵町に置いて、税金だけ町長も言われました、納めておられる。私はこれだけで町民の理解が得られると思っております。これは、モラルの問題なんですよ。

そういった見解で、もう一回お伺いしますけれど、昔の教育長は他に住んでいた。それは昔は、当時、制度も違います。あの時は教育委員長という制度もありました。制度は変わってきている。だから、昔のことを論じられてもちょっと困るのであって、問題は今の現状において、今後の子どもたちに対して、こういう状況で今後とも家庭の事情があったとせよ、やはり子供たちと触れ合う、課外の状況を見ることもできない、町民たちとの教育行政を語る場も少なくなる。あるいは、いざという時にはせ参じることができないということで、果たして教育長としての務めが十分果たせるのだろうか。こういうことの質問であります。そういう質問で町長の見解を聴かせてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申しましたように、そういうことで家庭の事情があつてここに住んでいなかったということで、私は話しをして、今後ここに、そっちの事情が許せば継続して住んでいただきたいということで話をしておりますというのは言ったとおりでございます。

ですから、住所だけあれば良いというわけではなくて、私が教育長をお願いしに川棚に行った時には、そういったことでこっちに住所も家もありましたからですね、元々の家が。だから、そういうことでしていましたが、何回も言いますように、家庭の事情でしばらく帰られていたということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

ちょっと確認ですけど、私も解釈を間違っているかもしれませんから確認しますが、その教育長の被選挙権ですよ。というのは、先ほど町長の説明でございました、町議会議員の被選挙権は町内に住所を有する人ということは皆さんご承知のことですよ。教育長の被選挙権なるものは、必ずしも東彼杵町内に住所を置かなくても良いのではないかと私は解釈を持っているんですよ。確認ですけど、町長の説明と若干違うような気がしますけれど、必ずしも東彼杵町内に住所を置かなくても良いですよ。そこが確認です。そのことをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど言いましたように、長の被選挙権、地方公共団体のですね。それであればということは、25歳以上だと思えますけれど、それがあればどこに住所があってもその町の教育長になれるということです。

○——△——
——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

間違いございません。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第59号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

○——△——

ちょっと待ってください。

○議長（吉永秀俊君）

討論ありますか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

私は、この議案第59号に反対の立場でございます。先ほど町長に質問しましたように、町内で生活していなければ、3つの要件は果たしておられますよ、教育長として。これは大前提です。しかし、先ほど申しましたように、子どもたち、児童、生徒の課外における生活の様子をつぶさに知ることは大事なんですよ。家庭の事情はあるかもしれませんが、しかしながら、町内に住んでいなければ、なかなか子どもたちと接触できません。課外、やはり川棚に帰られるとそういうことがないわけですよ。これは、保護者の方や町民の方々と接触する機会も少なくなって、教育行政に対する要望とか相談とか、そういうこともなかなか機会が十分得られないと私は思っています。

3つ目、先ほどいざという時の防災ですよ。副本部長としての務めを果たされません。昨年4月から、そういうことを態度ですと子どもたちに対して、教育長は子どもたちに対する、やはり模範的生きざまを見せる立場にあられる方なんです。しっかりとこの町に生活をしてやるというのが、やはり被選挙権。後で、ここでは説明はしませんが、町長の所に根拠は持って行きます。そうになっているわけです。しかしながら、やはり住んで、子どもたちの想いを受け止める。愛情を

降り注ぐ。こういうことは、やはり在任期間中、生活の拠点を、住所を移すだけではなくて生活の拠点を東彼杵町にピタッと移して、想いを子どもたちに伝えて欲しいわけですよ。こういう、今後、3年間ですよ。そういう家庭の事情があって、3年間そういう状態が続いたとしたら、果たして、教育長としての想いがどうなのかなと私は疑念に感じているわけなんですよ。そういうことで私は反対をしているわけです。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成討論をお願いいたします。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

こういう展開になると予想していませんでしたので、討論という内容については用意をしていますが、これは私の個人的な見解でいけば、人事案件というのは、私はあまりガチャガチャしたくないというのが自分の中であって、そして、本町の教育長の人事に関しましては、前教育長がお辞めになった経緯は皆さんご存じだと思いますけれど、その後、告訴事案まで発展したという経緯がございます。そういった中で、またここでということになれば、先ほど大石議員が言われた子どもたちに対する影響云々という言葉がございましたけれど、私は、ここで、ある程度の流れを作っていないと、むしろ子供たちに対する影響というものを考えていけば、議会は何をやっているのかとなりはしないだろうか。やはり、この残任期間を引き受けられてこれまでやってこられた部分で、確かに議会での答弁等に関しましては不慣れな部分もございまして、ちょっと違うよなどいうのを私も感じたことはありますけれど、かといって、第三者から見て、そこまで常識を逸した行動とか、あるいは私としては見たことはない。ですから、できればこういう案件は、なるべくなら穏便な方法が議会としても、町のイメージとしても良いような気がしますので、私としては賛成という立場でいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対の方の討論を求めます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論を求めます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口施錠）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番議員、林田二三君、2番議員、立山裕次君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長 (吉永秀俊君)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉永秀俊君)

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長 (吉永秀俊君)

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

○事務局長 (有川寿史君)

それでは読み上げます。1 番、林田二三議員、2 番、立山裕次議員、3 番、口木俊二議員、4 番、浪瀬真吾議員、5 番、大石俊郎議員、6 番、尾上庄次郎議員、7 番、後城一雄議員、8 番、浦富男議員、9 番、森敏則議員、10 番、橋村孝彦議員。

○議長 (吉永秀俊君)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (吉永秀俊君)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。1 番議員、林田二三君、2 番議員、立山裕次君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長 (吉永秀俊君)

それでは、投票の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 5 票、反対 5 票、以上のとおり投票の結果賛成反対が同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対し裁決いたします。議案第 59 号東彼杵町教育長の任命については、議長は賛成です。したがって、同意することに決定しました。

議場出入口を開けます。

(議場出入口開錠)

○議長 (吉永秀俊君)

それでは教育長の入場を許可します。

(教育長入場)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 24、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

1、推薦する者の住所氏名等、住所 東彼杵町木場郷 156 番地。氏名 松尾幸彦。生年月日 昭和 29 年 9 月 13 日生。

提案の理由でございますが、人権擁護委員の任期満了に伴い、委員を推薦するため本案を提出するものでございますが、松尾幸彦さんは、元役場の職員でございます。建設課長などを歴任されています。任期といたしましては、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日の 3 年間でございます。今回で松尾さんは、3 期目となることございまして、議会の同意を頂きました後に法務大臣の委嘱ということになりますので、こういう形になっております。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、松尾幸彦さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり松尾幸彦さんを適任とすることに決定しました。

日程第 25 報告第 14 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 25、報告第 14 号令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

についてを議題といたします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 14 号令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告するものでございます。

詳細につきましては税財政課長から説明させます。よろしく願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

報告第 14 号についてご説明をさせていただきます。

令和 2 年度の決算により、健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしました。結果につきましては、こちらに書かれておりますとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当なし。実質公債費比率は 10.4%、将来負担比率については 63.0%という結果でございました。また資金不足比率については、該当なしとなります。

資料を添付しておりますので、それに基づいてご説明いたします。めくっていただいて、1 ページ、総括票①健全化判断比率の状況になります。

健全化判断比率は、上段の表の右側になりますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの比率を求めております。表の上段が本町の比率で、表の下段が法律で定める基準でございます。財政の健全化として、早期健全化基準を上回るとイエローカード、財政再生基準を上回るとレッドカードと言われるものでございます。比較していただくと、早期健全化基準を大きく下回った結果でございました。

2 ページをお願いいたします。総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。

表の左側になりますけれども、一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率が△4.69%となっております。マイナスは黒字ということで赤字ではないため、これにより実質赤字比率は該当はございません。また、連結実質赤字比率については、表の左下の国民健康保険事業特別会計以下 3 会計と表右側の水道事業会計以下 4 会計、全ての会計を合計して黒字か赤字を判断いたします。表の右下の比率は、△15.95%となっておりますので、赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当はございません。

3 ページになります。総括表③実質公債費比率の状況でございます。

実質公債費比率は、財政標準規模に対して一般会計が負担する公債費の割合を 3 か年で平均したもので、言い換えると、1 年の収入のうち借金の返済に何%充てたかというのを示す指標でございます。

表中段の一番右側をご覧ください。実質公債費比率は 10.4%となり、前年度から 1.5 ポイント改善されております。改善の要因としましては、表上段の一番左①をご覧ください。①は一般会計の元利償還金の額でございます。比率は過去 3 か年の平均で計算されますので、平成 29 年と令和 2 年の比較をするということになります。R2 と H29 の増減の欄を見ていただくと大きく減少してお

ります。これは、大村東彼杵広域農道整備事業の償還金の減や新たな起債を抑制したものによるものです。

続きまして4ページをお願いします。総括表④将来負担比率の状況になります。

将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき負債の割合で、簡単に言いますと、借金の総額を1年の収入で割り算し、借金の大きさを示すものになります。表の右下の数字で、本年度は63.0%となり、昨年度と比して15.2ポイント改善されております。表の一番左上の地方債の現在高をご覧ください。新たな起債事業の抑制と過去の起債事業の償還により、この欄が減少となったことが改善の要因となっております。健全化判断比率については以上になります。

本年度、改善はいたしました。令和3年度から福祉組合のごみ処理施設に係る起債の償還開始がございますし、下水道の長寿命化事業や公共施設の老朽化に伴う更新事業も考えられますので、大型事業の実施にあたっては十分見極め、尚一層の財政健全化を図る必要があると考えております。

それでは、最初のページにお戻りください。一番下の表、資金不足比率について、最後にご説明いたします。資金不足比率は、公営企業に資金不足があった場合、不足の度合を表すものになります。水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの4会計において赤字はございませんでしたので、資金不足比率は該当なしとなりました。

以上で、報告第14号についての説明を終わります。なお、今回の報告に先立ち、比率の数値につきましては、監査委員による審査を受けておりますので、その意見書を付して報告とさせていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、報告第14号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第26 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第26、発委第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。局長に発委を朗読させます。議会事務局長。

○局長（有川寿史君）

それでは朗読いたします。

発委第2号、令和3年9月2日。東彼杵町議会議長 吉永秀俊様、提出者、議会運営委員会委員長 大石俊郎。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

1枚あけていただいて、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度におい

ても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日 長崎県東彼杵町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛て。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは提出の理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくために、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を国に強く要望するものである。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第2号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に送付することにいたします。

日程第27 陳情第3号 山田川河川改良工事についての陳情書

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第27、陳情第3号山田川河川改良工事についての陳情書を議題とします。

ただいま議題となっています陳情第3号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第28 発委第3号 庁舎整備特別委員会設置に関する決議

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第28、発委第3号庁舎整備特別委員会設置に関する決議を議題とします。

局長に発委を朗読させます。

○事務局長（有川寿史君）

朗読いたします。

発委第3号、令和3年9月2日。東彼杵町議会議長 吉永秀俊様、提出者、議会運営委員会委員長 大石俊郎。

庁舎整備特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。

次のページをお願いします。庁舎整備特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、庁舎整備特別委員会を設置するものとする。

1、名称 庁舎整備特別委員会。2、設置の根拠 東彼杵町議会委員会条例第5条。3、目的 庁舎等の整備について調査研究するため。4、定数 10名。5、調査期間 調査終了まで。なお、閉会中も調査することができる。

○議長（吉永秀俊君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

それでは、提出の理由を申し上げます。庁舎等の整備について調査研究する特別委員会設置の必要性を認めたため。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第3号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号庁舎整備特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ここで名簿配布のため暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後3時38分）

再開（午後3時38分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました庁舎整備特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によってお手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩いたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 3 時 39 分）

再 開（午後 3 時 45 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

庁舎整備特別委員会の委員長に橋村孝彦君、副委員長には後城一雄君に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 45 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男